

第九十六回国会 建設委員会 議 録 第十一号

昭和五十七年四月二十一日(水曜日)
午前十時開議

出席委員

委員長 村田敬次郎君

理事 稲村 利幸君 理事 大塚 雄司君
理事 住 栄作君 理事 竹中 修一君
理事 木間 章君 理事 中村 茂君
理事 藤田 義彦君 理事 渡辺 武三君
理事 藤田 利太郎君 理事 川崎 二郎君
理事 瓦 力君 理事 木村 守男君
理事 國場 幸昌君 理事 桜井 新君
理事 白濱 仁吉君 理事 田村 良平君
理事 登坂重次郎君 理事 東家 嘉幸君
理事 松本 十郎君 理事 小野 信一君
理事 田中 恒利君 理事 前川 且君
理事 山花 貞夫君 理事 林 保夫君
理事 瀬崎 博義君 理事 中路 雅弘君
理事 小杉 隆君

出席國務大臣

建設大臣 始関 伊平君
國務大臣 松野 幸榮君
(国土庁長官)

出席政府委員

国土政務次官 菊池福治郎君
国土庁土地局長 小笠原正男君
国土庁地方振興局長 柴田 啓次君
建設大臣官房長 丸山 良仁君
建設省計画局長 吉田 公二君
建設省都市局長 加瀬 正蔵君
建設省住宅局長 豊蔵 一君

委員外の出席者

行政管理庁行政 塩路 耕次君
監政局監察官 西原 一君
防衛施設庁建設 部建設企画課長

国土庁長官官房 桑島 潔君
審議官 國土庁地方振興 局離島振興課長 児玉 義幸君
農林水産省構造 改善局建設部設 計課長 須藤良太郎君
参考人 (日本道路公団 理事) 森田 松仁君
参考人 (水資源開発公 団理事) 島崎 晴夫君

委員の異動

四月二十一日

補欠選任

足立 篤郎君 白濱 仁吉君
金丸 信君 北村 義和君
保岡 興治君 木村 守男君
横山 利秋君 田中 恒利君
中島 武敏君 中路 雅弘君
甘利 正君 小杉 隆君

同日

補欠選任

木村 守男君 保岡 興治君
北村 義和君 金丸 信君
白濱 仁吉君 足立 篤郎君
田中 恒利君 横山 利秋君
中路 雅弘君 中島 武敏君
小杉 隆君 甘利 正君

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件
土地区画整理法の一部を改正する法律案(内閣 提出第五七号)

離島振興法の一部を改正する法律案起草の件

○村田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、土地区画整理法の一部を改正する法 律案を議題といたします。

この際、参考人出席要求に関する件についてお 諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として日本道路 公団理事森田松仁君及び水資源開発公団理事島崎 晴夫君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存 じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○村田委員長 御異議なしと認めます。よって、 さよう決しました。

○村田委員長 質疑の申し出がありますので、順 次これを許します。数仲義彦君。

○数仲委員 私は、土地区画整理法の一部を改正 する法律案の質問をするに当たりまして、市街地 の良好な建設といえますか、そういう意味合いか ら、都市計画法の基本的な考えについて冒頭に大 臣に何点かお伺いしたいわけでございます。

〔委員長退席、竹中委員長代理着席〕

大臣にお伺いする前に、局長に何点か具体的なか とでお伺いしてから大臣にお伺いします。

この都市計画法は昭和四十三年に施行されまし て十三年経過しているわけでございます。この都 市計画法の第一条の目的にありましますように、「都 市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国 土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する ことを目的とする。」ここで、市街化区域を決定 するに当たりまして、「すでに市街地を形成して いる区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画 的に市街化を図るべき区域とする。」こうなつて

おりまして、簡単に言えばおおむね十年をめどに 市街化を達成するということがうたわれているわ けでございます。ここで局長にお伺いしたいのは、この都市計画法で言っているおおむね十年で 市街化するというこの市街化というのは、どのよ うな状態を市街化とお考えなのか、その基本的な ところをちよっとお伺いしたいと思うのです。

○加瀬政府委員 市街化という言葉の定義でござ いますが、定義するのは大変むずかしいわけでござ います。おっしゃいますように、都市計画法 では、市街化区域につきましては、「すでに市街地 を形成している区域及びおおむね十年以内に優先 的かつ計画的に市街化を図るべき区域」と言つて いるわけでございます。新市街地につきましては、 将来の良好な町の形成に向けまして必要な公 共施設、宅地等の整備が行われるように運用 をして将来の市街化に備えよう、こういうわけで ございます。したがって、望ましい市街化とい いますのは、都市としての建築物が立ち並びま して、必要な都市施設が整備されている町に全体 となる、こういうことをいうのではないかと考え ているわけでございます。

○数仲委員 余りよくわからないのですけれど も、それではこの法律で、おおむね十年で市街化 を形成するということになっているわけでござい ますけれども、この法律が施行されて十年はおよ ぼ十三年たつていくわけでございます。そうする と、日本全国、都市計画法で市街化区域と線引き された地域はおおむね市街地になっているのかど うか、進捗率のパーセントでいって大体一〇〇 %達成したのか、あるいはまだ五〇%なのかそれ とも八〇%なのか、局長の判断、いわゆる建設省 の判断として、おおむねこの程度は進捗しておる という判断をちよっとお聞かせをいただきたいの です。

○加瀬政府委員 大変難しいお尋ねでございます

が、おおむね十年以内に市街化をするという目標で都市計画法はスタートしたわけでございます。線引き後すでに十数年経過しているわけでございますが、先生御指摘のように何%程度の市街化が達成されているかというところに付きまして、あいてく市街化区域内の都市基盤整備の指標というものが正確にはないわけでございますが、たとえば街路で言いますと、計画決定された街路の整備がまだ三分の一程度しかされてないという状況でございます。法制定後十数年を経て、その間石油ショック等の経済上の激変があったわけでございますが、それにいたしましては必ずしも市街化が十分に進んでないということは事実でございます。残念ながら数字で何%ということにつきましては、数字がございませんので、お許しいただきたいと思っております。

○穀仲委員 いわゆる今後の日本の国を形成する上で非常に重要なものは、国土利用計画法、国土利用計画が出てくるわけでございますが、それと並んで必要なのは、この都市計画法というものは骨格をなすような部分ではないかと思うわけでございます。また基本的な部分で概念、どの程度を目標にするかという具体的な問題になります。お答えがいただけないというようなことであるわけでございます。やはり根幹となる基本的な法律でございますので、市街化というのはおおむねこういう状態だというようにものをわれわれはやはり検討する必要があるのではないか、こう考えて、きょうはその点、指摘だけしておきます。

そこで、今度は大臣にお伺いしたいわけでございます。いま局長の御答弁ですと、いわゆる市街化の概念とか進捗率というものはまだあいまいであって、この法律ができて十三年たつて一体どうなんだという、必ずしも明確ではなかった。私はここで大臣にお伺いしたいのは、おおむね十年というものが十三年たつたわけでございますけれども、私は都市計画法というのは一定の評価をしており

ます。一つは、当時乱開発、市街化で、その周辺部分がスプロール化してしまふ、それは非常によろしくない、あるいは市街化を形成するのに、計画的な市街化といふべきか、市街地の形成が大事だ、あるいはまた、資本投下するときに効率のよい公共投資、そしてまた効率のよい社会資本の充実というのをやるためにはどうして都市計画法というものが必要だということ、私、一定の評価をしております。しかし、ここで大臣にお伺いしたいのは、昔からいわゆる人口動態といふものが、都市形成というのは、たとえば昔は川の流れて沿って人が住みついて集落ができ、村落ができ、ついで、あるいは海岸に、肥沃な土地に行つて、自然に即応した、順応した、生活しやすい形で集落や町が形成されたわけであります。しかし建設省は、そういう自然の流れに法律でかちと一つ一つの形をはめたのです。市街化はこの法律によって形成しました。ばちんと。ある意味では自然の人口動態に逆らう部分もあったかもしれません。私は、十三年たつた今日、やはり建設省の持つておる基本的な都市計画法がこれからの日本の都市形成に大きな影響性を持つていてと思うのです。私が申し上げたいのは、ここでやはり都市計画法の出でくる点あるいは問題とするような点が幾つか出てくるのではないか。基本的な部分でもう一度この都市計画法そのものを見直す考えは建設大臣になにかどうか。特に最近指摘されます宅地の供給、地価の問題等を含めましていろいろ言われております。宅地の供給という点から見るのと、果たして現在の都市計画法そのものがどうなのかという点も含めまして、線引きをどうするかという点も含めまして、やはり建設省の一番基本的な法律でございますので、大臣は今後都市計画法を見直す考えがあるかないか、あるいは見直すすべしという点が問題点と認識されておるか、その辺をまずお伺いしたいのです。

○始國務大臣 お答えをいたします。線引き制度につきましては、すでに御指摘がござ

いいたしましたように、市街化調整区域というものを決定いたしておりますので、乱開発、スプロール化の防止という点におきましては当時予想をいたしましたとおりの成果を上げておるのだからと思ひます。一方におきまして市街化区域内の整備につきましまして、先ほどのような局長からもお答え申し上げましたが、必ずしも当初予期したほどにはまいっておらぬ、全然効果がなかったわけではございません。ある程度効果は上がつておると思ひますけれども、効果の上がり方が不十分である、こういうことも否定できないことであらうと思ひます。こういう点と、ただいま穀仲委員が御指摘になりましたが、都市の形成というものは、ある程度自然の条件にのつとつて自然発生的に形成されてきたのが昔からの都市形成であるというような意味からいいますと、建設省が元締めになりまして全国の都道府県知事にやらしておるわけでございまして、線引きによる都市計画、市街化区域の決定などにつきましては、不自然な点があつたのではないかとこの疑念もなしとはいへないと思ひております。これは一つには国の財政力あるいは地方の財政力等の不足によりまして、市街化区域内の整備が十分に進んでないということもございまして、また一方におきましては、そういったような初めから決定に無理があつたということも言えるのではないかと、あるいは一定の公共投資をするわけでございまして、余り区域が広過ぎますと十分にかぬという点も言わざるを得ないと思つてございまして、

そういうような意味合いを含めまして、ただいまお尋ねがございまして、都市計画法そのものを見直すことはいま考えておりませんけれども、線引きの見直しにつきましては、これはいま御指摘がございまして、調整区域の中で市街化にするのに適当な土地である、また、市街化のため一番有力な手法であります区画整理事業なども行われる可能性があるというところにつきましましては、これを市街化区域にするように見直ししてもいいというところを、都道府県知事に通

達を出しましてやっておりますのでございまして。どうも効果は必ずしも十全ではないと思ひますけれども、指導方針といたしましてはそうやっております。逆にまた、市街化区域として一遍指定いたしましたところでも、農地が多い、そこで続けて農業を長い間やっていこうとする農民の方が多い、そういう場所は逆線引きというようなことも考えまして、それらの作業を都道府県知事に督促してやつてまいるつもりであるのでございまして、要するに御指摘のようないろいろな問題がございまして、現在都市計画中央審議会に對しまして線引き制度の運用のあり方について諮問をいたしております。御審議をいただいておりますところでございますが、そういったような結論を得まして、可及的速やかに実効ある措置を講じてまいりたい、かように存じております。

○穀仲委員 この問題は、大臣がおっしゃつたように非常にむずかしい問題を多々抱えておりますけれども、これはいまおっしゃられたように見直す必要が何点か出てきていますと私も考えておりますので、どうか答申を得て適切な対応をお願いをいたしておきます。

大臣にもう一点お伺いしたいのでございますが、土地区画整理の問題でございまして、この法律ができて二十八年、さらにまた一部改正ということになるわけでございまして、土地区画整理事業の実施に当たつて、大臣は基本的にこの法律でどうしていかうとなさつておられるのか、基本的な大臣のお考えをまずお伺いしておきたい。

○始國務大臣 土地区画整理事業を根本的にどうするかというお尋ねでございますが、これは改めて申し上げるまでもなく、土地区画整理事業は公共施設の整備と宅地の造成とを一体的に行うものでございまして、良好な市街地の整備並びに宅地供給の促進を図る上できわめて有効な事業手法であると考えております。

実績といたしましては、昭和五十五年度末までに全国で約二十八万一千ヘクタールについて着工してございまして、そのうちで二十万ヘクタールが

すでに完了いたしておるわけでございます。この二十八万ヘクタールというのはかなり大きな面積でございまして、わが国における既成の市街地八十三万ヘクタールの約三分の一に当たるものでございまして、最近では、これを宅地供給量という方の観点から見ると、約四五%が区画整理事業によって供給されるということでございまして、今後とも土地区画整理事業は市街地整備及び宅地供給において指導的役割りを果たすものと期待いたしております。

いろいろ問題があるわけでございまして、現下の宅地供給の逼迫の状況、市街地における都市基盤施設整備の立ちおくれの状況等に対処するため、本事業の一層の推進を図る必要があると考えておりまして、根本の土地区画整理法改正を初めといたしまして、今後とも諸制度の改善に努めてまいりたい、かように存じております。

○数仲委員 いま大臣の御答弁のように、これからの宅地供給、そして好ましい市街地の形成の上でこの土地区画整理事業は非常に重要な部分を占めておりというお話がございました。私もそう認識しております。その上に立つて、今度は具体的に何点か質問させていただきます。

この土地区画整理事業は、御承知のように旧の都市計画法、大正八年に制定された法律、また、特別都市計画法、昭和二十一年制定、これはいずれも廃止になっておりまして、それにかわって二十九年からこの土地区画整理事業の法律によって進められてきておるわけでございすけれども、この事業の実績は、いま大臣がおっしゃったように数の上では非常に広範にわたっておるわけでございす。私が手元にいただいた資料で具体的に申し上げます、たとえば昭和四十五年は一万一千ヘクタールというオーダー、四十六、四十七、四十八、四十九、この辺までは大体一万というオーダーで土地区画整理が進んでおりました。これは当時の高度経済成長の波に乗ったということもあらうかと思いますが、それ以来、五十年からは半分にダウンをして、現在六千ヘクタールというオー

ダーになっておるわけでございます。このように急激にダウンしてきたのはいろいろな問題点があるかと思うのですが、一体どういうわけで一万というオーダーから約六千、さらには四千というオーダーまで落ち込んでしまったのか、この辺の原因はどういうわけでございましょう。

○加瀬政府委員 急激に数字が落ち込んでいる最大の理由は、やはり石油ショックによる経済的な問題、環境が激変したということによるのではないかと私も認識しております。

○数仲委員 オイルショックで落ち込んだということだそうでございすが、もう少し具体的に伺います。

〔竹中委員長代理退席、委員長着席〕

今後、昭和七十五年までに建設省は都市人口の増加で市街地を百七十万ヘクタールと想定していらっしゃるんですね。そこでいわゆるDID地区、既成市街地、これが八十三万ヘクタール、そうしますと、差し引き八十七万ヘクタールの新市街地を形成しなければならぬ。ということは、区画整理によって大衆が行われているわけでございすけれども、この八十七万ヘクタールのうちの約半分の四十一万ヘクタールを区画整理事業が担当するというのが建設省の計画でございす。

そうしますと、五十六年から七十五年の約二十年間で四十一万ヘクタールの区画整理事業を進捗させなければならぬ。といいますと、単純に割りますと年平均二万ヘクタールのペースで進まないと、建設省の計画の四十一万ヘクタールを区画整理事業で七十五年までに達成するという目標にはいかないうけです。現在回復の基調にあると言つても六千ヘクタールですね。ということは、二万ということは三倍ぐらいの区画整理事業を単年度にやつていかなければならぬ。本年度も来年度も再来年度も三倍のペースで進めないと、建設省の言う市街地の百七十万ヘクタールというのは達成できない。三倍強のペースで本当におできになるのかどうか、その辺はいかがですか。

○加瀬政府委員 昭和七十五年の市街地面積は私どもとしては百七十万ヘクタールと見込んでおるわけでございまして、五十二年から七十五年までの間に新たに面整備が必要なのは七十二万ヘクタールと考えております。このうち、先生おっしゃいますように、土地区画整理事業によりまして面的整備を図るべきものを四十一万四千ヘクタールというふうに見込んでおるわけでございす。御指摘にございまして、近年の着手面積から見ますと目標達成ということには非常にむずかしい、必ずしも容易でないという認識は十分持つております。

そこで、一般の土地区画整理法の一部改正によります地方住宅供給公社への施行権限の付与とか、換地計画に関する専門的技術者の養成確保を図るための技術検定制度の創設、こういったものは今後の土地区画整理事業の事業量の拡大に大きな効果をもたらすものと私も期待しているわけでございす。

さらに、昭和五十七年度から段階土地区画整理事業を創設することとしておりますが、これによりまして当面の農業的土地利用との調和を図りながら、土地区画整理事業の円滑な実施が期待されるということも考えられます。

いづれにしても、法改正あるいは制度の改善等に今後とも努めることによりまして、七十五年までの目標の達成に向けて、私どもとしては懸命の努力をしなければいけないものと考えておるわけでございす。

○数仲委員 いま実績が六千、三倍の二万ということは非常に困難であろうというところは、私も十分予測をしながら伺っているわけでございすけれども、努力する、また、制度の改善を図るというお話でございすから、それに大いに期待しながら、現在行われている土地区画整理の中でどういう点がよく問題になるか、その問題点を何点か、それでは具体的に指摘をさせていただきますながらお考えを聞きたいと思うのでございす。われわれは何か所か現場で聞いてまいりました。が、現場で一番問題になりますのは、トラブルと

いう表現はよくないのですけれども、一番むずかしい問題は換地処分、それから清算金の徴収、交付という、建設省の紹介の中にも出てまいりますけれども、最終段階ですね、このところがトラブルといえますか、非常に問題が多い部分であります。御承知のように一番問題は何かと言つと、区画整理した後に評価が出てくるわけですが、全体の評価は区画整理する以前よりも何%評価が上がつたかあるいは下がったか、下がる場合はないでしようけれども、大体評価が上がつてまいります。そうするとこの清算金の処理で、もううときはいいのですけれども、出してくだいと言われらることで非常にトラブルがあるわけでございす。

私も何か所か自治体の区画整理について担当者に聞いてみました。そうするとやはり具体的な例として、換地、清算という部分で非常にむずかしいというケースが多々あるわけでございす。が、建設省としてはこの具体的な事例を正確に掌握していらっしゃるか。また、そういうケースの中から、今後の換地、清算をスムーズにするために何らかのルールづくりが必要だと私は思うのですけれども、実際掌握とルールづくりをおやりになつたか。また、その実態の上から建設省は何が一番問題だつたとお考えなのか、この三つをお答えいただきたいと思います。

○加瀬政府委員 御指摘にございまして清算金でございすが、常々事業を行いつながらその事業の実施の経過を踏まえて実態の把握には努力しているわけでございす。おっしゃいますように、清算金につきましても、換地相互間に不均衡が生じた場合において、不均衡は正のために、施行者が宅地の利用価値の増進につきますように、その平均増進率以上である者から金銭によって差額を徴収するということをする一方、下回る者に対してははその清算金の中で差額を交付するというような措置でございす。

それで、実態の把握については事業の推移を見ながらやつておるところでございすが、制度そのものにつきましてはいろいろ問題が多かるうと

利というものについては全然無視ということとは、同じ横並びの都市再開発事業、家をぶっ壊して建て直すから、区画整理事業だつてぶっ壊されて建て直されるのですから、そういう意味から将来の問題点としてこの借家人の権利といひますか、ある年数だけそこに住んでいた人については何らか一定の配慮があつてもいいんじゃないかと私は思うのですが、その辺いかがでしょう。

○加瀬政府委員 法律上のたてまえとしてしましては、先ほどお答え申し上げましたように片つ方は建物がなくならない。片つ方は移転することが前提だということ。制度ができておるわけでございますが、実際は先生おっしゃいますようにほとんど新しい建物に建てかえるのが現状でございます。その場合、借家権者と家主さんとの間で、土地区画整理事業の前に当該建物につきましての賃貸借契約が継続するようなことが望ましいわけでございますが、一方、借家権者の方では建物が仮に変わった場合に、あるいはよそに行けというようなことを言われますと、生活環境が変わつて非常に困るというような声も聞くわけでございます。私ももととしてできることといひましては、そういう借家関係の継続の指導とか、あるいはそれがどうしてもだめな場合には、借家関係の継続はもう円満に話し合ひで行われることが望ましいのですが、それがだめな場合にはもとの位置に近接した住宅のあつせん、これも無責任じゃないかという御指摘もあるかと思ひますが、公営住宅等のあつせんに努めるというように土地区画整理事業の施行者を指導するということで、なるべく借家権者のお気持ちをごんたたくした事業の運営がなされるように、私ももととして十分努力したいと考えております。

○教仲委員 この問題は、事業遂行の上で非常にむずかしい問題だと私も認識しておりますので、くどくどは申しませんけれども、われわれが持ち込まれるトラブルの中の大宗は、やはり借家人の方のお話が多いわけでございますから、いま局長のお話のように、いわゆる借家人の方の生活設計が

破壊されてしまうということとは万々が一もないように、そういう点で施行に当たつてどうか十分な配慮をいただきたい。これはくれぐれもお願ひを重ね重ねしておきますので、この辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の問題でございますけれども、じゃ具体的に伺ひますが、区画整理をやるときは法律、いわゆる区画整理法上の清算金とか換地処分という出でまゐりますが、このときの権利者ですね、一体だれとだれとだれが権利者としてあるか、簡単にお答えいただきたいのです。

○加瀬政府委員 土地の所有者と借地権者になるかと思ひます。

○教仲委員 借地の上に家を建ててゐるその家も権利としてあります。

○加瀬政府委員 建物を建てる場合には恐らく借地権等の権利を持つて建てておると思ひますので、その権利はあるというふうな考へております。

○教仲委員 いまの二番目の借地権者というのは、地上権というものを設定した場合、借地権者には区画整理上何か権利がございますか。

○加瀬政府委員 借地権者は土地の所有者になるかと思ひますので、所有権があるわけでございます。

○教仲委員 たゞは清算金の中で、あなたの評価額は上がりまして、清算金を徴収いたします、このとき当然徴収されるのは地主、借地権者、これは当然だと思ひます。評価が上がつたのですから、借地権者はどうなります。

○加瀬政府委員 借地権者に対しては、評価が上がれば清算金を徴収されますし、下がれば清算金を交付されるという関係になるかと思ひます。

○教仲委員 いま局長の御答弁になつた点が非常にまたトラブルの原因の一つです。なぜかといひますと、借地を持つていらつしやいますね。地上権を設定されますね。そうすると、借地権者というのはほとんど通常の土地の不動産売買では権利

が生じてないわけですね。地上権としてほとんどほとんどそれが売られていくわけですね。市場にくわけですね。借地権者は地上の利用権が全然ありませんから何らそこに権利が生じてこないわけですね。いざ区画整理をやりました。賃貸料というものは非常に低いですね。地上権設定と同時に賃貸料があるわけですね。賃貸料、地代というのは非常に安いのです。ところが、一挙に清算したところ、たゞは清算金の徴収が借地権者にかかつてくる。たゞは、極端な話を言ひますと、地代よりも高いとか、あるいは地代相当分が全部吹っ飛んでしまふとか、とてもこれは一文だつて払えませんとというような意見が間々私の方へ聞かれるわけですね。やはり借地権者の実態というのを調べて、借地権者が不当にこれによつて経済的にマイナスにならないような配慮が必要だと思ひますが、その辺はいかがでしょう。

○加瀬政府委員 いま申し上げましたように、評価が上がつた場合に清算金を徴収するというのは、制度のたてまえからいひたし方ないかと思ひますが、おっしゃいましたような事例は、あるいは土地の評価について問題がある、あるいは地上権等の売買の実態が私どもの考へております評価以上になされるというような場合にあるのではないかと思ひますが、いずれにしても、たゞはといたしましては、やはり土地の評価が上がれば借地料もたゞはといたしましては上がるわけでございます。そういうことと、土地の持つてゐる価値からそういう収益が行われまして、それは償はれるはずではあるわけでございますが、仮に土地区画整理事業によりまして従前の地代、賃貸料等が不相当となるような事態には、将来に向かつては増減請求ができるわけでございますが、いずれにしてもその評価のあり方に一番問題があるかと思ひますので、その辺私どもとしましては十分に問題意識を持ちまして検討させていただきたいと思ひます。

○教仲委員 いま私が申し上げたのも非常に問題として出てくるわけでございますので、整理して申し上げますと、たとえばいま申し上げたように区画整理で従前より事後に評価額が上がりました、それで、全体の評価はたゞは何%上がりました、あなたの全体の評価がえで、減歩が三〇%ですけれども、清算として幾ら幾ら、たとえば何千万というオーダーでいただきますよというときに、もう半分にはいいのですけれども、トラブルが起くるのは出す部分なんです。これを整理して申し上げますと、地主、この人は自分の土地です。それから問題がないと思ひます。ただ、地上権を設定したときに、地上権を設定した人と地主さんの間で何対何で請求されるか。これは通常世間で行われるように地主は何割、地上権設定者は何割という世間通常のこととやりますよという話になつてゐるわけでございますけれども、ここで非常に利害が整わない。これが非常に問題で、ケース・バイ・ケースでは非常に困難なケースかもしれないけれども、やはりこれも先ほど指摘したと同じようにトラブルケースでございます。具体的な例はきょう私一つや二つ言うのもいひがたと思ひます。避けてゐるのですが、全国的な例の中から、清算金の処理の中で、地主、借地権者、そして借地権者の利害の關係のトラブルが非常に多いといひますか、指摘されておりますので、この点はどうかまた実態をよく検討してかかるべき好ましい対応をお願いいたしていただきます。

それから、これは基本的な問題できょうは簡単に聞いておきますけれども、きつき出ましたので借地の問題だけ基本的に建設省にどうするかというところをお伺ひしておきたいのです。

いわゆる借地、借家法、それから区分所有法、これはこれから建設省がいろんな事業をやるに当たつて避けて通れない、また大事な課題であらうかと思ひます。きょうは基本的な考え方だけによつとお伺ひさせていただければ結構でございますが、たとえばきょうの法案のときに、借地方式による宅地開発にも融資しますよという、借地というものが導入されてきました。また、住宅・都市整備公団の事業の中に、借地方式による分譲といひ

ますか、そういう住宅の供給ということが検討されております。出てくるのはやっぱり借地という問題、あるいは借家法という問題というのはいつも建設省が事業をやる時にぶつかる問題だと思ふのです。当事者同士の話し合いによって円満に済めばいいと言いますが、仮に住宅、都市整備公団が借地方式というのを、七十年といううな形になっておられますが、では七十年先にまた土地の問題をどう考えるかというところは絶えずつきまといつてくる。また、土地のないところでは借地という問題は非常に必要な事業ですね。こういう点から、借地、借家法に対して建設省は今後これを住宅供給、宅地供給の立場からどういう形で対処していくのか、基本的な考え、方向だけで結構ですからお伺いしたいのです。

○吉田（公政府委員） お答え申し上げます。

現在の借地法は、戦前戦後長い歴史を持つて数度の改正を経て今日に至っているわけでございまして、先生御指摘のように、私も宅地あるいは住宅の供給という立場から見た場合に、いわゆる社会的弱者というような立場の借地人についての保護という点について非常に厚いという印象がないわけではございません。こういう観点から、どちらかといえば新たに土地の所有者が借地関係をすることというのをためらうという空気があるのではないかと感じがいいたします。ただし、現在の借地法、借家法、こういった規定は長年にわたります借地人と、あるいは借家人と地主との間の権利関係の長い歴史の経過として整備されてきたものでございまして、また、多くの判例に支えられていて、この面もございまして、これを直ちに改正するということは非常にむずかしい問題であるというふうに思っております。私も、基本的に借地方式というものを今回の金融公庫法の改正の中でお願いたしましたこの前御審議いただいたわけでございますが、この場合でも、私も立ち上がり、このときに注意をしなければいけないということをお願いいたしましたけれども、基本的なそのあとの点は借地法の関係にゆだねてい

いうような関係でございます。ただ、先生がおっしゃっていらっしゃる、現在の時点において住宅宅地を新たに供給していく上において、この円滑を期する上において研究する気持ちはないかという点について、私もいろいろの意味で検討をいたすテーマであると思っておりますけれども、ただ早急にこれを改めるということは大変むずかしい問題であるという印象でございます。

○飯仲委員 いまおっしゃったように社会的に弱者を守るという配慮は非常に大事なことで、私も賛成で、当然そうあつてほしいと思つております。と同時に、この辺のところを何か好ましい形で相手の権利、相手の利益を損なわない形で借地というものがスムーズに行われるということが、このような三大都市圏における宅地供給の困難さの中では非常に大事な、また、ある意味では非常に好ましい結果を生みますので、借地方式について、弱者を守りつつ、なおかつ事柄が進むような方向を十分検討していただきたい。この問題はまた別の機会にじっくりとお伺いさせていただきますかと思つております。

それから、これから簡単に聞いてまいりますので、建設省の考えをお伺いしたいのですが、先ほど、区画整理事業の中でほとんど建てかえるということがあつたわけですが、平家の場合を二階、三階にしようというケースが大体多いわけ、中でも東京都などは、そういう場合に貸付金制度といひますか、生活再建のための貸付金を制度化しているわけでございます。こういうのは区画整理を円滑にする上に非常に好ましいケースだと思つたのです。東京都だけではなくて、円滑にすすめるために、建てかえのときにその事柄がスムーズに進み、そしてその事業に該当する方々が過剰な負担にならないような国の補助といひますか、適切な施策を望む声が各地方自治体にも多いわけですが、この点についてはどうお考えですか。

○加瀬政府委員 土地区画整理事業の施行に伴い

まして建築物の移転を行う際に、施行者から支払われる移転補償金に自己資金等を上積みしまして建物の改善を行うという例が通常でございます。東京都ではこのために二千万円を限度とする貸付制度を設けておられるわけですが、このほか幾つかの地方公共団体で移転資金に対する独自の融資制度を実施しているという聞いております。

政府系の金融機関による融資制度としても、従来から住宅金融公庫融資におきましては、土地区画整理事業の施行による移転者に対して特別貸し付けとして、土地の取得費を含めた融資を行つておられるわけでございます。このほか、五十七年度からは、区画整理事業の施行に伴ひまして、建築物の移転を行う中小企業者に対して、中小企業金融公庫等が融資を行う制度として市街地等整備貸付制度、こういったものが新たに設けられるなど、融資制度の拡充に努めているところでございます。今後とも御指摘の趣旨を踏まえまして、さらに制度の改善に努めてまいりたいと思ひます。

○飯仲委員 それからもう一つ、現行の区画整理事業を遂行する上で何とかしてくれという一番大きい問題は、都市計画街路、いわゆる十二メートルの幹線道路があるのを、買い取り方式、買取方式で買取したとしてそれを補助金として交付しますよというやり方になつていられるわけでございます。ところが地方自治体が一要求するのは、十二メートルというのを基準を緩和してほしい。たとえば八メートルではだめなの、六メートルくらいはどうなのという意見が恐らく建設省に相当来ていると思つたのです。われわれもいろいろなところからその要望を聞いておられるわけですが、いわゆる関係するような大都市法の中で、国の貸付金制度として八メートルや六メートルには地方自治体へ国がお金を貸し付けますよとあるわけでございますが、その趣旨は、八メートルや六メートルの道路というものが大都市法の中では必要だなどという認識があるわけですね。区画整理事業の中でも十二メートルだけを買取方式の対象にしないで、八メートルとか六メートルも買取方式にして補助金交

付の対象にできるように条件を緩和してほしいという要望がございまして、緩和するお考えはございませんか。明快に御答弁いただきたい。

○加瀬政府委員 補助の拡充につきましては、既成市街地における都市改造型土地区画整理事業につきまして、補助対象となる道路の要件緩和につきましては今後とも予算要求をする等、御指摘の趣旨を踏まえまして制度の拡充に努めてまいりたいと思つております。

○飯仲委員 これは非常に大事な問題です。きょうはたくさん聞きたかったので駆け足でやつておりますけれども、十二メートルを緩和してくれというのは非常に大事な点ですから、これは十分配慮して、区画整理事業を進めようとする十二メートルにかたくなに固執してはだめです。八メートル、六メートルというところまでやるのが進捗率を上げますから、この点もしっかりと心にとめておいていただきたい。

それからもう一つは、私の静岡県などは大規模地震特別措置法、いわゆる地震防災の強化地域になつておられるわけですが、それはそれとして、こういう区画整理事業が行われるときに、耐火構造とかあるいは防火上の問題とか、いろいろな国の施策の中で一緒にあわせて行えば一挙に済むような事業がたくさんあると思つたのです。区画整理事業を行いました、後で防災地域に指定されたまた耐火構造にしますというような二重手間にしないで、この際、区画整理を行うときにいろいろな関連する事業の中で一緒にできるものは一緒にやって、一挙に快適な良好な市街地をつくるようになさつてはいかか。そういう点も今度の区画整理士等のそういう資格を与えるときに十分検討して、一挙にできるような形を検討されてはいかかと思ひますが、いかがですか。

○加瀬政府委員 都市問題の深刻化の中でも、居住環境の改善とか都市の防災構造等の観点から公共施設の整備改善あるいは宅地の利用の増進を図り、健全な市街地を形成することは強く求められているわけでございます。このために防災上極

要な避難地、避難路周辺の区域におきましては、区画整理事業による公共施設の整備改善を図る際、たとえば都市防災不燃化促進事業等の活用により、建築物の不燃化の促進等の事業もあわせて行う、こういうことによりまして災害に強い町をつくるような方策をとりたい、今年度からこのようなことを実施することも考えておるわけでございます。さらにその他必要に応じてあわせて行うことが適当な事業につきましては、御指摘のような方向で努力してまいりたいと思っております。

○救済委員 時間が参りましたので、最後にまとめて質問しますのでお答えください。

区画整理した中でいわゆる保留地があるわけですね。保留地をたえば私なら私が購入しますと、区画整理事業が完了するまでは土地の登記はできません。これはたえば私が事業をやっておるような場合は、土地が登記できないということ、事業上非常に不便を来す場合があるわけですね。区画整理事業の期間が短期間ならいいですけども、おおよそ十年とか、それ以上かかっていけるものもあるわけですね。そうすると、その間自分が購入した土地が保存登記できないということは非常に問題ですので、こういう問題を解消するためにはこの点何らかのかわるべき、土地登記に準ずるような措置を講ずるということがあってほしいと思うのですが、この点がいかにかという点が一つ。

それから、これも駆け足で恐縮でございますが、今度法制上いわゆる土地区画整理士というものができるとあります。技術認定をするわけですね。ここで、いろいろございしますが、簡単にこれだけ聞いておきます。

建設省関係でも士とつくのが二十七あるわけですね。いろいろありますが、他のそういう士と競合する面はないのかどうか。また、特に司法書士等の土地の登記等に関して、あるいは不動産鑑定士等の土地の不動産鑑定士とか、いろいろその中で出てくるわけですね。いろいろありますが、他の既存の業界

に対して権益を損なうことは一切ないのかどうかという点。特に明確にお伺いしたいのは、今度できる区画整理士というのは、現在区画整理を行っているそのエリアの中では権益は有します。でもその区画整理事業を行っているところから一歩外にはみ出すとその人はただの人です。権益は全然ございせん。いわゆる司法書士のやる仕事、不動産鑑定士やなんかのやりになること、土地改良のためにやりになるような仕事等についてはたまたま素人であつて、区画整理事業を行っているエリアから一歩出れば何ら権益を有さないのかどうか。その点が明確になればこの点は他の業界に於いて非常に結構な点だと思います。その辺をお伺いして私の質問を終わりたいと思います。

○加瀬政府委員 第一点の保留地の関係でございますが、保留地につきましては換地処分後でないとの確定的な登記ができないわけでございます。そのために保留地の購入者がたえば抵当権の設定登記ができないとか、金融機関から融資を受けるに当たって支障があるとか、いろいろな問題があるわけでございます。これに對しましては、私どもとしては、保留地の処分の場合に、たとえば地元の金融機関との協定を結ぶ等、購入者が安心して保留地を購入できるように指導等もすることが必要かと思つておるわけでございますが、一方で、たとえ保留地につきましての台帳というふうなもの、公の位置づけをするようなことも考えられないわけではございません。これにつきましては、たとえば民法あるいは不動産登記法の特例規定になるというふうな問題もございしますので、今後とも慎重な検討が必要かと思つておりますが、引き続き検討課題と考えております。

それから区画整理士の関係でございますが、区画整理士につきましては、換地に関する専門的な技術を有する者の養成確保を図りながら、土地区画整理事業が円滑に行われるというねらいで、大臣の行う技術検定制度というものを法律に盛り込んで御審議をお願いしているわけでございます。この合格者がたえば排他独占的に仕事をす

るとか、あるいは土地区画整理事業の外に出て、おつしやいますような不動産鑑定士とか司法書士とかもろもろの方の仕事をするというふうなことは毛頭考えてはおりませんので、その辺は私どもとしても十分他の業務との関連というものの調整を踏まえながら、運用に注意していきたいと考えております。

○救済委員 私は、時間の関係で問題点の指摘だけで、掘り下げたことは次回に譲りたいと思ひますけれども、どうか指摘させていただいた点十分検討いただいて、区画整理事業が進むよう御努力をお願いして、質問を終わります。

○村田委員長 これにて救済委員の質疑は終了いたしました。

次に、林保夫君。

○林保夫委員 ただいま議題となっております土地区画整理法の一部を改正する法律案について御質問申し上げます。建設行政の中のいま大変関心を持たれております景気対策と、それから土地に對するこれからの方針を、最後に短時間で結構ですが、お時間を与えていただきたいと思います。

まず、今回の土地区画整理法の一部を改正する法律案の全貌についてお伺いしたいのでございしますが、その中の第一は、申し上げるまでもなく、何よりも地方住宅供給公社に対する事業執行権能の付与、こういうことにあると思ひますが、そういうことになりましたらきさつ及びびどういうことをやるのか、御説明願ひます。

○加瀬政府委員 居住環境の改善、持ち家志向の高まり等による新規あるいは住みかえ住宅の需要が根強いものと考えられ、既成市街地の再開発、高度利用等によります住宅地供給とあわせて新市街地で新たな宅地を造成し、住宅供給を推進する必要があると見做しております。地方住宅供給公社は、地方におきまして宅地供給の実施機関の一つとして重要な役割りを果たしているわけでございますが、近年の宅地供給の停滞に對処して、事業の一層の推進を図る必要があると存じております。特に近

年、相当規模以上のまとまった土地の取得が必ずしも容易でなくなつてきております。このような事態に對処して、居住環境の良好な住宅地の供給を強力に推進するために、公社所有地と公社以外の者の所有地とを一体的に開発整備していく必要がある、こういった理由から土地区画整理事業の施行権能を公社に付与しまして、良好な宅地供給を強力に推進することとしたいと考えておるわけでございます。

○林保夫委員 いま地方住宅供給公社は全国どれくらい数がございますか。どんなところがやっておりますでしょうか。

○加瀬政府委員 各県と五十万以上の市で五十六公社がございます。

○林保夫委員 お答えが重複するかと思ひますけれども、私も知らないところがたくさんございまして率直に伺いたいのですが、なぜ五十万以下のところは供給公社は認めないのですか。

○吉田(公)政府委員 市におきまして公社というのは、大体指定市で設けております。私の記憶で申しますと、指定市外で申しますと堺市に公社がございますが、それ以外の市で置いているところはないというふうな思つております。

○林保夫委員 そういたしますと、全都道府県プラス九市で五十六社、こういうことでございますね。

続きまして、今回の場合、これに伴つて地方住宅供給公社の施行する土地区画整理事業に關して所要の規定の整備を行う、この中で特徴的なもの、新しく取り入れたものは何かございしますか。従来の都道府県あるいは国の関係の事業以外に何か新しく取り入れた点がございしますか。

○加瀬政府委員 地方住宅供給公社は、従来個人施行あるいは組合の一員としての区画整理事業はできたわけでございますが、公団あるいは地方公共団体並みにみずから区画整理事業を行う権能が付与されたということ、補助対象事業者になるということかと思ひます。

(委員長退席、竹中委員長代理着席)

○林(保)委員 続いて第二番目の問題としまして、換地計画に関する専門的技術を有する者の養成、こういうことが一つの今回の柱になっていると思います。これについて先ほど来も質問がいろいろ出ていたと思うのでございますが、いわゆる区画整理士という名前でもう大体お考えは固めておられるのでございましょうか、実施は五十八年度からと聞いておりますが。

○加瀬政府委員 法令上の名称としての土地区画整理士というのは考えてはおりませんが、技能検定の試験を行う際にやはりしるべき名前が必要であろうと考えますので、技術検定の名称を区画整理士の技術検定ということにする必要があるのではないかと考えております。

○林(保)委員 確かに専門的な知識が必要でございましょうし、換地計画そのほかいろいろと整理事業を実施するに当たりまして、円滑にやるためにはこういうものが必要だろう、こういう感じもいたしますが、従来どういふ点がネックになっておったのでございましょうか。つまり、やる人がおらぬか、こういうことで行政面の指導そのほかで何とかうまくいくようになっていたのだらうかと思いますが、その辺で、なぜこれが必要かという説得理由をもう少しお聞きしたいと思えます。

○加瀬政府委員 土地区画整理事業というのは、換地という非常にむずかしい手法を用いて実施していく必要があるわけでございしますが、換地計画に関する専門的技術者という者が必ずしも十分に充足されていないのが実情でございします。したがって、こういった専門的技術者の養成確保が図られることによりまして、私どもとしては三つほどの効用があるかと考えております。

その一つ目は、組合等事業の指導、助言を行っている地方公共団体の負担を軽減することができるとのじゃないかということでございします。二番目は、紛争の未然防止、それから事業の円滑化によります施行期間の短縮あるいは事業費の節減ということが図られるのではないかと期待しております。

す。三番目は、組合事業等、民間エネルギーによる土地区画整理事業の推進、たとえばいままで公共団体施行でなければできないものが、民間活力を利用しまして、組合事業が掘り起こされるというような効果もあるかと考えております。

そういった効果を期待しております。それによりまして区画整理事業によります市街地の整備が一層推進されるのではないかとこのように期待しております。

○林(保)委員 これはどういふ畑から応募してくるというのでございましょうか。区画整理士になりたいという希望が出てくるのでございましょうか。

○加瀬政府委員 これは、私どもの考え方といたしましては、学歴あるいは土地区画整理事業に関する実務経験年数を考えながら受験資格を考えるわけでございしますが、地方団体の職員、あるいは区画整理組合に所属しておられる方、あるいは民間のコンサルタント、そういったところにおられる方が主として受験されるのではないかとこのように考えております。

○林(保)委員 先ほど経験年数とおっしゃいましたが、大体どのくらい以上を適当といまお考えでございましょうか。

○加瀬政府委員 いまの段階で私ども考えておりますのは、大学卒業者にありましては実務経験三年程度、短大卒業者にありましては五年程度、高校卒業者にありましては七年程度、その他の方の場合は実務経験十年程度、これを一つの目安と考えておるわけでございします。

○林(保)委員 それでこれらの人たちは、やはりこういうふうにいわれる士の資格を得ると、やはり生業として世間に認められる、職業としても安定することにならなければならぬと思えますが、まず第一点、大体どのくらいの人数が要する、あるいは出てくる、このようにお考えになっておりますか。

○加瀬政府委員 技術検定合格者につきましては、事業を施行中の地区、あるいは準備中の地区

につきまして、各地区最低一名以上は必要であると考えておるわけでございします。また、今後事業量の一段の拡大を図るということを考えますと、当面、昭和六十五年ぐらいうまで八千人程度の合格者が必要ではなからうかと考えておるわけでございします。

○林(保)委員 いま昭和五十六年と言われましたが、六十年ですか。

○加瀬政府委員 六十五年でございします。

○林(保)委員 これは、バックグラウンドを聞きたいのでございしますが、なりたという人がかなり大ぜいおるわけでございしますか。それとも、やはりかなり無理して、仕事をよくするために、あるいは事業促進、円滑にやるためにということでおやりになるのでございましょうか、背景をちょっとお聞きしたいと思えます。

○加瀬政府委員 現在、土地区画整理事業の実務を担当している方々が三万人ぐらいうおられますので、その中から試験を受けていただければ、この程度の人数が確保できるのではないかと考えております。

○林(保)委員 そこで、先ほどちょっと出ておったと思いますが、建設省が持つておる大ぜいの士の資格がございしますが、それらとの調整の中でどういふ位置づけが考えられるのでございましょうか、三十近く、二十幾つぐらいうあると思えますが。

○加瀬政府委員 あるいは御質問の確にお答えしているかどうかわかりませんが、士の制度にはいろいろ法律に基づくもの、あるいは基づかないで名称だけを用いているもの等ございしますが、少なくとも大臣の行います技術検定を受けるという意味で、一つの法律的な位置づけは与えられているかと思えます。

それから、私ども、その活用につきましては、土地区画整理事業の中で、主として換地計画あるいは換地を中心とする業務を担当していただくことを期待しているわけでございしますが、他の士との関係では、土地区画整理事業という分野で、し

かも非常に技術的な、専門的な業務でございしますので、ほかの士制度と重複するといったような面はなからうかと考えているわけでございします。

○林(保)委員 大体五十八年度から、こういうことでございしますか。

○加瀬政府委員 準備期間が必要でございしますので、五十八年度から実施したいと考えているわけでございします。

○林(保)委員 続きまして、第三番目の督促手数料に関する規定の整備がございしますが、賦課金、清算金などに関する督促手数料に関しまして、まあ時代が変わったから、こういう御説明を聞いてはおりますが、具体的にどのような決め方をこれからなさるのでございましょうか。

〔竹中委員長代理退席、委員長着席〕

○加瀬政府委員 現在の土地区画整理法では、督促手数料が法律で十円という金額で明定されておるわけでございします。したがって、現在郵便切手が六十円でございしたか、六十円の切手を張りまして十円の手数をちょうだいしているのが現状でございします。少なくともこの郵便料金と同じような額の督促手数料をちょうだいしていただくべきかと考えているわけでございまして、これは郵便料金とリンクさせ、連動させていきたいということから、省令の規定にゆだねていきたいというふうにご考えているわけでございします。

○林(保)委員 これは建設省令で出されるわけですね。それは金額明示でなくて、上限をこう、こういうことでおやりになるのでございましょうか。

○加瀬政府委員 省令で上限額を、先ほど申し上げましたように、郵便料金六十円というものと同一額を書きたいと考えております。

○林(保)委員 第四に、こういう三つの柱のほかに、要綱によりまして、「以上のほか、所要の規定の整備を行う」ということになっておりますが、その「以上のほか」というのはどういふものがあり、どういふ点が重要でございしましょう。

○加瀬政府委員 これは、法律の改正をいたしました場合の字句の整理等でございまして、内容は

ございませぬ。

○林(保)委員 次いで、いわゆる土地区画整理事業に対する助成制度の概要について、現状をお聞きしておきたいと思ひます。いろいろ税制上の問題、補助金の問題などありますが、いまだどうなっているかというのを正確にひとつお答えいただきたいと思ひます。

まず、国庫補助についていまだどうなっているか御説明いただきたいと思ひます。そう申しまして、これがいかぬというのじゃございませぬ。一生懸命これを読んだのですけれども、どうもそういう補助とか何とかという恩恵が一つも出ていない。こういうことで、自分なりにやっていたいかどうかというのを考えましたので、ひとつこの機会に詳細にその辺を、きょうの主眼はそこでございますので、順番にお願いしたいと思ひます。

○加瀬政府委員 まず国庫補助の關係でございませぬが、土地区画整理事業に對します助成制度の第一番として国庫補助について申し上げますと、道路整備特別会計から土地区画整理事業費補助というものがございませぬ。これは、施行地区の規模等所定の採択要件に該當します土地区画整理事業に對しまして、施行地区内で整備することとなる一定規模以上の都市計画道路、先ほどの御質問にもございませぬ十二メートル幅員というやうな一定規模以上の都市計画道路用地買収方式で整備すると仮定した場合に必要となる経費、これは用地費、補償費、築造費、舗装費あるいは事務費、これを限度といたしまして、道路整備特別会計からその三分の二または二分の一を補助することとしております。

二番目に、公共施設管理者負担金というのがございませぬ。これは、都市計画で定められた重要な公共施設の用に供する土地の造成を主たる目的とする土地区画整理事業を行う場合に、施行者は当該公共施設の管理者に對しまして、当該公共施設用地の取得費用の範囲内において土地区画整理事業に要する費用の全部または一部を負担金として

求めることができるわけでございます。この場合、所定の要件に該當する公共施設管理者負担金に對しましては、所管事業ごとに国が所定の補助を行うこととしております。

国庫補助の三番目でございますが、土地区画整理事業調査費補助というのが道路整備特別会計から出ております。これは、地方公共団体が土地区画整理事業を実施する必要がある区域で測量及び土地利用、建築物等の現況調査を行い、土地区画整理事業の事業化のプログラムを作成する等の調査を実施する場合、道路整備特別会計から街路交通調査費補助として三分の一の補助を行っております。

次に貸付金でございますが、施行地区の規模等所定の採択要件に該當する土地区画整理事業を実施する土地区画整理組合に對しまして、都道府県が、これは指定市を含むわけでございますが、当該事業に要する資金を貸し付ける場合に、これは抱き合わせで、半分ずつの金額を無利子で当該都道府県に貸し付けるという無利子貸し付けの制度でございませぬ。

三番目は地方債でございますが、地方債につきましましては、補助対象事業に係る地方負担額について、一般会計債が許可されることとなっております。

それから、地方公共団体の施行する土地区画整理事業のうち、宅地造成を目的とし、保留地処分金が事業費の相当部分を占めるものにつきましましては、保留地処分金の額の範囲内で準公営企業債が許可されることとなっております。また、宅地規模適正化のため必要となる土地を取得する場合にも、当該取得資金についても準公営企業債が許可される制度がございませぬ。

それから、土地区画整理事業の施行地区内の市街地の促進を図るために、地方公共団体が施行地区内で生活利便施設の用に供するための土地を取得する場合に、当該取得資金につきましまして、五十七年度から準公営企業債が許可されることとなっておりますと聞いております。

さらに、政策金融につきましましての助成がございませぬ。

政策金融の助成といたしましては三つほどございませぬ。住宅金融公庫による宅地造成資金融資がまず第一でございます。区画整理事業によりまして宅地供給を促進するため、特定土地区画整理事業に加えて、宅地供給に資する一般の土地区画整理事業に對しまして、事業費に對する融資が五十七年度から新たに行われることとなっております。

それから政策金融の二番目としまして、住宅金融公庫による一般住宅特別貸し付けというのがございませぬ。土地区画整理事業施行地区内の土地を譲り受けた者が住宅の建設を行う場合、住宅建設資金とともに土地購入資金についても貸し付けを受けることができることとなっております。

三番目は、中小企業金融公庫等によりまして移転改造資金融資がございませぬ。これは土地区画整理事業等の円滑な実施を促進するために、中小企業金融公庫、国民金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が、土地区画整理事業等の施行に伴ひまして建築物の移転改造を行う中小企業者に對しまして貸し付けを行う制度が、五十七年度から新たに設けられることとなっております。

最後に税制でございませぬ。税制につきましましては、まず第一点は、一定の土地区画整理事業のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得等の軽減、これは所得税二千万円控除がございませぬ。それから、減価償却金を交付すべきこととなる場合で、土地区画整理事業によつて整備される公共施設充当地のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得等の軽減、これは三千万円控除がございませぬ。さらに、仮換地指定後三年以内に住宅地として譲渡した場合で、一定の要件を満たすものについての優良住宅地等のための譲渡所得の特例、これは所得税率の軽減措置でございませぬ。こういったものがございませぬ。

二番目に、換地処分に伴う登記に係る登録免許税の非課税措置がございませぬ。

三番目に、換地の取得についての不動産取得税の非課税の特例がございませぬ。

以上でございます。

○林(保)委員 五十七年度から改めて加えられた助成措置もあるやうでございませぬが、この法律とは特に關係なしに、これは既定方針どおりずっとやったということではございませぬやうか。

○加瀬政府委員 法律はそもそも土地区画整理事業の一層の推進を目的としておるものでございませぬ。形式的には法律とは別に行われたものでございませぬが、実質は土地区画整理事業の一層の推進というのを目的としておりますので、同じやうな目標を考へながら制度の改善が図られたものと承知しております。

○林(保)委員 先ほど挙げられました国庫補助は、大体どのくらい使われておるのでございませぬやうか。施行主体が個人から公団に至るまでいろいろあるわけですから、この制度を利用していかしていかないかということになってまいりますと見方が分かれると思ひますが、その辺のところを局長ひとつ率直に、どうなつておるか、実情を御説明願ひます。

○加瀬政府委員 国庫補助につきましては全体の事業、これは補助対象事業と補助対象でない事業とございませぬが、總じて事業費の二〇%ぐらいが国庫補助になつております。

それから、五十七年度の土地区画整理事業費の予算について申し上げますと、道路整備特別会計から事業費で千六百二十二億九千万円、国費で千八百一億三千八百万円でございます。このうち公共団体等の区画整理事業に對しましては、事業費で千三百三十億一千七百万円、国費で八百九十三億四千二百万円、組合等の区画整理事業につきましましては、事業費で二百九十二億七千万円、国費で八百八十七億九千九百万円。それから区画整理の貸付金でございますが、組合に對しまして三十四億円の貸し付けがなされておりましたので、これは半額ずつの抱き合わせでございませぬので、国費

も図られるのではないかと考えております。

○林(保委員) やはり減歩率が高過ぎるという苦情がどこにもございますね。これは平均してどのくらいの減歩率になっておるのでございますか。

○加瀬政府委員 減歩率について平均減歩率を申し上げますと、たとえば最近三年くらいの数字を申し上げますと、五十三年度で二九・九％、五十四年度で三〇・〇％、五十五年度で三一・七％というような減歩が行われているのが実情でござい

ます。

なお、これが多過ぎるのではないかとこのこと
でございしますが、減歩には公共減歩と事業費を生
み出すための保留地減歩の二種類ございしますが、
土地区画整理事業を行うことによりまして、公共
施設が改善されるあるいは宅地の利用増進が図ら
れるということでございますので、その範囲内の
減歩というものは地権者に損失を与えることにはな
らないわけでございまして、現在の平均的な減歩
率三〇％というものは、私どもといたしましては
土地区画整理事業による土地の利用増進の範囲内
にあるものと考えておりまして、一概に高過ぎる
とは言えないのではないかと考えております。

○林(保)委員 そうすると、無理のない減歩率と
いうと大体三〇％だ、こういうことでございま
すね。事業がだんだんとむずかしいところへ進ん
でいけばいくほど減歩率は高くなると思ひますが、
そのように理解してよろしゅうございまいしょう
か。

○加瀬政府委員 必ずしも事業がむずかしくな
るほど減歩率が高くなるというふうにはならないか
と思ひます。場合によつては事業がむずかしくな
り減歩率が低くなるという場合もあるのではない
かと思ひます。

○林(保)委員 区画整理が完了したらすぐ宅地化
ができたり、いろいろな施設ができるという期待
が大きいわけですが、なかなかそれがいつてない
ところがかかりございましてね。大体全国的に見て
未利用地の状況あるいはまたそういうところに対
して何か、強制するわけにもいかぬでございま
すけれども、どういう手を建設省は打たれてお
るのかあるいは打とうとしているのか。

○加瀬政府委員 未利用地の状況でございま
すが、土地区画整理事業の施行を完了した地区にお
きまして未利用地は全国で約一万八千四百ヘクタ
ール、三大都市圏で八千九百ヘクタールほど存在
している現状でございまして、その未利用地の有効利
用の促進につきましては、保留地の処分に当たり
まして、建築計画の提示など可及的速やかに建築

が行われるような措置あるいは住宅を供給するよ
うな公共的な機関に優先的に分譲するような配慮
が必要であり、さらに施行地区内の権利者や保留
地購入者に対して、住宅を建設するための金
融、税制等についての必要な情報の提供というも
の必要かと思ひます。また、地区内で学校、病
院、店舗等の公益施設、利便施設の誘致をいたす
ことが全体の市街化の促進に有効かと思つてお
ります。

こういった観点から従来から指導を行つてお
るわけでございまして、五十七年度からこのうち
市街化の核となる公益、利便施設用地に充てる土
地を地方団体が先買いするに当たりまして、地方
債の対象とする等の市街化促進のための措置も講
じているわけでございまして。

○林(保)委員 時間がございませぬので、局長、
ありがとうございます。

閣下質問に移させていただきます。
改めて大臣あるいは官房長にもお答えいただ
きたいのでございしますが、今回の再開通常国会の冒
頭にございまして大臣の所信表明を読みまして、
やはりねらつておられるのは景気回復といひま
すか、行財政改革の中でむずかしい課題を負つてお
られる公共投資についてしつかりやろう、一般会
計における予算規模は前年度と同じだけれども、
財政投融資の活用などにより前年度と同規模と書
いてありますが、国民の期待はもっとそれ以上か
もしらぬと思ひますが、今日まで官房長、どうい
うような手がとられましたでしょうか。事業費の
前倒し実施を含めまして、概要御説明いただき
たい。

○丸山政府委員 いまお話しのごさいたしましたよ
うに、本年度の予算編成に当たりましては、ゼロシ
ーリングというもとにおきまして何とか実質事業
量を確保したいというところから、一つは財投
の増、もう一つは地方単独事業を増してもらう、
こういう措置をとつたわけでございまして、その結
果、建設省の予算現額といたしましては、建設省
分だけで本年度は六兆三千五百六十億ということに

なつておりまして、昨年度に比べまして約三千億
落ち込んでおりますが、これは昨年度の下期に災
害の補正が組まれた関係でございまして、それを
除きますと大体同様の額になっております。

そこで問題は、今後の執行の問題でございま
すけれども、これは去る四月九日の閣議におきまし
て国全体の契約率を上半期七五％以上にするとい
うことが決められてまして、それに基づきまして現
在関係各省庁間で調整を行つておるところでござ
いしますが、でき得べくんば七五％台に乗せたい、
建設省の事業につきましてもその程度は行いたい
というところで、公共団体あるいは地方建設局ある
いは公団等々、どうやったらそれが確保できる
か、事業の実施が円滑にできるかということに鋭
意詰めておるところでございまして。

○林(保)委員 大臣、官房長はああいふに言
つておられますが、七五％については、従来の実
績の最高七五％でございしましたか、最高の上をま
だ乗せるわけですが、大臣の御決意がなければこ
ういふものはなかなかできないと思ひますが、大
臣、これについてどのようにお考えになつていら
つしやいますでしょうか。

○始閣内閣大臣 少なくとも七五％以上でござ
いますね。できれば七五％ということではないま
い。いろいろ協議をしておることは官房長申し上げ
てございまして、いろいろな条件があると思ひま
すけれども、建設業者の工事能力につきましては余
り問題はない。それから鉄鋼とかセメントとかい
う建設資材につきましても問題は少ない。要は発注
側が、設計もつくらなければいけませんし、ま
た、工事の箇所も具体的に決めなければならませ
んし、準備がうまくいかどうかということでご
ざいしますが、従前は七三％、せいぜい七五％で
ございまして、時節柄われわれのサイドの地方公共
事業、それから公団、それから建設省傘下の地
建、工事事務所等ございしますが、それらを奮励
いたしましてできるだけそこにまで持つていくよう
に、ただいま全力を尽くして準備を進めておる、
こういう段階でございまして。

○林(保)委員 いま建設業ばかりでなしによその
企業も大変苦しい、それから世界的にもまた同じ
ような状況が出ておりますが、建設業のいまの景
気の実態を建設省はどのように御認識になつて
らつしやいますでしょうか。

○吉田(公)政府委員 建設投資につきましては大
体若干増加で、ほぼ横ばいの程度でございま
す。建設業者の数も最近では若干増加しており
せんので、横ばいでございまして、事業の実態
は従来の成長の過程もございまして、ある意味
で不況感というものをかなり強く感じておるよう
でございまして、これは末端に行くほど強いよう
でございまして、ただ倒産数等につきましては比
較的、いま二八％程度でございまして、ことしに
入りまして若干倒産の状況は減少しております
で、そういった意味で現状に対応するような経営
ということをかなり考えているのではないかと理
解しております。

○林(保)委員 確かに、台風が来たときは背をか
がめるなどの工夫を皆さんやつておられるので、
倒産件数もそれほど多くなつていないということ
なんでございまいしょうが、現実の営業活動がう
まいかないから困るんだということを、一人や二
人でなくて大変大勢の方々から私も陳情を受
け、あるいはこうしてもらいたいということでも注
文を受けておるということは御存じだろうと思
ひます。したがって、実は横ばいではない、私はこ
うに見ているわけでございまして、それは見解
の相違といたしまして、これからそういうものに
対してどうしたていつてやるのか。上期にそう
いうふう集中発注するののも一つの手段と思ひ
ますが、その辺のところをどういうふうにして
たら建設業者として建設省に登録されている皆
さんが生きていけるかという問題、政府として
つお考えになつておる点を……。

○吉田(公)政府委員 これは大変むずかしい御質
問でございまして、ある意味では私の周りに並ん
でおる方に陳情するような形かもしれませんが、
建設業界だけの立場で申しますと、上期に前倒し

で仕事をしつてもらう、これは非常に歓迎している空気がございますが、その結果といたしまして下期に息切れするというところについての心配はしているという事は事実でございます、こういう問題についての配慮というものについて、私どもとしてもいろいろ業界の方の御希望等については伺っているところでございます。

○林(保)委員 そういった意味で、民間活力も出してこなきゃなりませんし、大臣もその中核におられていろいろとお心を悩ましておられることであらうと拝察いたしますけれども、いま一番われわれが問題にしておりますのは、減税をやれと言ったけれども、これもなかなか約束されないで大蔵委員会の小委員会にかかってくる、これは一体どうなるのだというところで私どもは大変心配いたしております。と同時に、最近報道されますように、補正予算で二兆円の建設国債を組み、こういう問題も出てきており、すでに合意されている、このようにも理解されるような報道もございまして、これは大臣が決められたのでございまいしょうか、それともどなたがどういうふうにおやりになつておられますか、その辺のところをひとつお示しいただきたいと思ひます。

○始閣國務大臣 建設省は建設業の所管官庁でございますから、建設業界の経営の安定、また全体を見渡せばかなりおくれおると思われますような近代化、合理化の促進、こういうことに努めてまいりたいと思つておりますが、しかし建設業界のために公共事業をどうこうするという発想ではございせん、公共事業を進める上において非常に大事な協力者だと思つておりますが、公共事業を拡大してやるという必要が先行いたしまして、それによつて建設業というものは間接的にと申しますか、反射的にいろいろといふ影響を受ける、こういう考え方でございまして、ただいまお話をしますように、上期に七五%以上の前倒しをするという事は、そういう意味で申しまして、建設業界にとりましては非常ないい条件がここに備わつてきたというふう存じております。

問題は下期でございまして、七五%をとりますとあとは二三%、建設省関係だけで昨年比で約五千億ぐらいの公共事業の減になるというような数字もございまして、このままでうつつやつておくのはどうも適当でないだろう。

今日まで公共事業の前倒しに関する会議が二回ございまして、一回は三月十六日だったと思ひますが、このときはまだ予算の審議中でもございまして、そういう問題の提起がございまして、予算審議が済んだら相談しようということになつておつたわけでございまして、私といたしましては、補正予算という言葉を使ひませんでしたが、下期において事業量の確保をするための措置を、しかるべき時期に機動的にぜひひとつ講じてもらいたいという事を申し上げておきました。さらに、四月九日にたまたま申しました前倒しの決定をいたしたわけでございまして、その際には、今度はもうはつきりと補正予算という言葉を使ひまして、ぜひ考へてまいりたい。閣議の席では経企庁長官も繰り返してこれはそのとおりと思うという発言がございまして、近いうちにいろいろその問題について具体的な相談が始まると思ひますけれども、二兆円がどうとかいうことをここで申し上げる段階ではないと思ひますけれども、そういう問題について私どもの立場も考へまして、今後極力善処してまいりたいと思ひます。お答えにかえていきたいと思ひます。

○林(保)委員 こういうときでございまして、大臣のそういう手がたいお話もそれはそれで結構といたしまして、事務ベースでAケース、Bケース、Cケース、Dケースと恐らくやつておられると思ひます。二兆円出しますと何か成長率は一%アップぐらいいけるのだという報道もございまして、局長が官房長、官房長の方がいいのでしょうか、どういふところばんをはいていられるのか。

○丸山政府委員 いま大臣から、建設省所管分については、上半期七七%やつた場合に下半期は五千億ぐらい減になるという事を申し上げたわけでございますが、国全体で申しますと、もし上半

期七七%ということになりますと下半期は一兆一千億ぐらいの減になります。ただし、去年もこれは七〇・五%ということ促進をやつたわけでございまして、大体六五%程度が通年度であるという事になりますと、一兆六千億ぐらい下期に穴があく、こういう形になつていられるわけでございます。

そういう観点から申しますと、景気刺激ということ考へるからには、二兆以上の補正予算なり何なりを組むべきではないかと建設省の事務当局としては考へておりますけれども、これはどこまでも建設省の希望でありまして、国全体の予算は政府が決めるわけでございまして、建設省といたしましてはそういうような観点に立つて今後とも財政当局に要望してまいりたい、こういう態度でございます。

○林(保)委員 官房長、もう一つ、さつき質問しましたように、成長率といひますか、GNPに対する波及効果といひますか、あれはどのように見えておられますでしょうか。

○丸山政府委員 これは建設省の事務当局が勉強のためにやつたものでございまして、必ずしも正確だといふことは受け合えないわけでございまして、たとえば公共投資を二兆円追加した場合におきましてはGNP、経済成長率を約一%引き上げることができ、あるいは税収効果といたしましては国税、地方税を含めまして三カ年で八千三百億程度、初年度で三千九百億程度の税収が見込まれる、このような試算はございまして、これはどこまでも試算でございまして、政府の統一見解にはなつておりません。

○林(保)委員 大臣、そういう結果だそうでございまして、すでに御存じだと思ひますが、勉強結果をどういふふうにかから生かしていこうとされるのか。いま実際に地方あるいは業者そのものを当たつてみますと、これは建設業ばかりでなく大変な状況になつております。大臣の景気観を含めまして、下期の対策をどのようにやつていかれるか、もう一度ひとつお答えいただきたいと思ひます。

います。

○始閣國務大臣 この問題は、従前からの財政再建とか行政改革とかいうことを考へますと大変大きな方針の転換でございまして、政府全体が慎重に、また果敢に判断をしてまいらなければならぬ問題だと思つておりますが、建設省といたしましても建設業を直接所管する立場から、この問題についての責任を感じております。私どもといたしましては各省と折衝し、また、党の方ともよく御相談いたしましてこの問題について誤りのないように、また、時期におくれなないように、適切な措置を果敢に講じてまいるように一層努力するということを申し上げて、お答えにかえします。

○林(保)委員 土地政策問題が残りましたが、時間が来てしまひましたのでこれで終わりたいと思ひます。どうかひとつ機動的に、機能的に御努力されるよう希望いたしまして、質問を終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○村田委員長 これにて林保夫君の質疑は終了いたしました。

次に、瀬崎博義君。

○瀬崎委員 都市計画法では、市街地開発事業については、市街地開発事業の種類、名称及び施行区域を都市計画に定めることとしております。その際、「都道府県知事は、関係市町村の意見をきき、かつ、都市計画地方審議会の議を経て、都市計画を決定するもの」、こうされていられるわけですが、区画整理事業の施行区域を定めるに当たつて、法律的には都市計画の決定前には施行区域内の土地の権利者の同意を得ることはなつていません。

そこで、建設省として都道府県知事等に対して、区画整理事業の施行区域を決定する際、事前に関係権利者の同意を得て行うような文書による行政指導、通達といひますか、そういうことを行つたことがあるかどうか、伺つてみたいと思ひます。

○加瀬政府委員 土地区画整理事業に関する都市計画決定は、小規模なもの、二十ヘクタール以下

は市町村が、それ以外のものは都道府県知事が行うこととされておられるわけでございます。都道府県知事が決定する場合を例にとりますと、手続としては関係市町村の意見聴取をした上での原案の作成あるいは案の公告あるいは公衆への縦覧、それから地方審議会への付議、三大都市圏等一定地域内におけるものにあつては大臣認可、さらに決定告示という手続があるわけでございます。この場合における関係住民の意見の反映方法としては、縦覧に供された案に対して関係住民が意見書を提出することができるとされておられるわけでございます。さらに、必要に応じて説明会の開催等を行うようにしてございまして、関係住民の意見が十分反映されるよう常々指導していただいております。(瀬崎委員「僕の聞いたことだけ、同意をとる通達を出してあるのかないのか」と呼ぶ)いま申し上げましたように、一般的にそういう指導をしているわけではございまして、特にそのことについて通達を出してございまして、特に

○瀬崎委員 今回、地方住宅供給公社に対して先買方式ともいいますか、そういう区画整理事業の権能を与えるに至った理由なんです、これまで公社が行ってきた全面買収型の区画整理事業では土地の入手が困難になつてきて事業が進めにくい、こういうことが根本的な理由になつておるんじゃないですか。

○加瀬政府委員 住宅需要が非常に強いわけでございますが、既成市街地の再開発あるいは高度利用等によりまして住宅地供給にあわせて、新市街地で宅地を造成して住宅供給を推進しなければならぬという必要があるわけでございます。住宅供給公社は地方で宅地供給の実施機関の一つとしていままでも重要な役割を果たして……(瀬崎委員「書いてあることを答えるんじゃない、私の質問に答えない」と呼ぶ)近年、宅地の供給が非常に望ましい方向にばかりいつてないわけでございます。そこで、土地のまとまつた取得というものが容易でなくなつてきているという事態に対処しまして、公社所有地と公社以外の所有地

とを一体的に開発整備する必要というものを私も考えておりますので、今回の法改正によるような施行権能の付与というものが必要かと考えているわけでございます。

○瀬崎委員 まつた土地の入手がむずかしいなつてきたからという事情をいまおっしゃつたわけですね。だから、結局は住宅供給公社が区画整理事業を行いたい地域の土地の、手に入りやすい部分を先行取得して、その取得した土地の数倍といひますか、二倍、三倍に上る区域を区画整理事業の施行区域に決定するよう知事あるいは市長に申請することができると。結果として手法はそういう形になつていくんじゃないですか。

○加瀬政府委員 今回、公社が施行することとしております区画整理事業は、私ども都市計画法の手続で、都市計画決定された施行区域内で行われるものでございまして、それから具体的に土地区画整理事業を行う場合には、施行区域の決定は事業計画を縦覧したりあるいは関係者の意見を聴取する等の手続を経た上で行うものでございまして、施行者が任意に地区を設定するということではございせんので、十分に関係者の御意向に沿つた良好な市街化ができるものと考えております。

○瀬崎委員 しかし少なくとも全面買収ではなくて、手に入る部分だけ取得しておいて、その施行区域については区画整理事業に入れる、こういうことにはなつていくわけではございませんか。

○加瀬政府委員 おっしゃりようによるのだらうと思ひますけれども、先生のおっしゃることは、そのこと自体はそのとおりでございます。

○瀬崎委員 結局、だから区域内の公社以外の土地の権利者にしてみますと、事前に自分はその区画整理に参加する意思があるのかないのか、そういうことが聞かれないまま区画整理事業の結果としては組み込まれていくことになつて、その人たちの権利が侵害された上に、土地が権利者の意に反してあるいは公社に追加買収されていく等々の可能性も起こってくるのではないかと思うのです

が、いかがでしょうか。

○加瀬政府委員 そのようにならないように、関係住民と意見を十分に調整しながら事業を実施していけばいいのではないかと思います。

○瀬崎委員 だから、ならないように気はつけるが、可能性としてはそういうことが起こつてくるでしょう。こう言つておるのです。

○加瀬政府委員 そういうことが起こらないように事業は実施すべきであると考えております。

○瀬崎委員 そういうことが起こらないように実施すべきだということは、そういう可能性があるということを裏に含んでおると思うのです。一方、言われている区画整理の事業計画の決定手続なんです、これは二週間前に公衆の縦覧に供する。それから利害関係者は、縦覧に付された事業計画について、縦覧満了の日から二週間以内に意見書を出すことができる。意見書が提出された場合は意見書を採択すべきであると議決した場合のみ事業計画の修正を命ずる、こういうことになつておるわけですね。だからあくまで、どこまでも事業計画の原案をつくっていくのは施行者側であつて、住民の側は受け身で、意見があつたら言えよ、そのうち採用できるものは受け取りますよ、こういう形にしかなくなつてないと思うのです。この事業計画の作成段階で地権者の同意を得ることに現行法ではなつてない。この点だけ確認しておきたいのです。

○加瀬政府委員 法律的にはおっしゃるとおりでございますが、こういう事業を行う場合にはかなりの懐妊期間がございまして、その間説明会を開く等、十分関係住民の御意向を聴取するような努力はいづれの場合でも行つておるところでございます。

○瀬崎委員 それは実際の運用では当然のことだし、そうしなければ事業は進められないのです、が、じゃそれが原則だというなら、今回のこういう改正の機会に法律の内容もそういうふうにしていけばいいと思うのだけれども、それはしないわけ

でございます。こういう点に、区画整理の手法全部がわれわれ悪いと言ふのじゃないけれども、非民主的な側面が残されておる。この危険は指摘しておきたいのです。だから、もし局長の言われるのが一般原則だというのなら、私ははつきりそういうふうに法律を改正すればいいと思ひます。結局仮換地の段階に至らなければ権利者の同意という問題が前面に出てこない、現在はこういう体系だ、こういうことなんです。

そこで、加瀬都市局長御自身がことしの一月発行の「月刊政策」で「二十一世紀を展望する都市政策」、こういう論文を出していらつしやいますね。それによりますと、「今世紀末までには全市街地の約四〇%を土地区画整理事業により整備する、そのためには、今後二十年の間に約三十六万ヘクタールの土地について新たに着手しなければならぬことを意味してございまして、その総投資額は三十兆円以上にも達する」とことになつて、こう述べていらつしやるのです。今日までの区画整理事業の年間実績を見ますと、先ほども言われておりますように、昭和三十五年の少なきときで三千ヘクタール、高度成長の頂点だった四十五年から四十八年で大体年間一萬一千ヘクタール、第一次石油ショックの後の五十年から五十五年までは大体六千ヘクタール前後、これも認可ベースです。そうしますと、加瀬局長がはじかれた二十年三十六万ヘクタールということになりますと、これは年間一萬八千ヘクタールということになるわけでは。過去六年間の平均の大体三倍という数字になるのです。これは一体どういふ地域、土地を対象にしてどんな方法を講ずればあなたの

おっしゃる二十年三十六万ヘクタールというのができる、こういうことなんですか。

○加瀬政府委員 御指摘の数字は私どもの長期目標によります数字でございますが、おっしゃるように、最近、ことに石油ショック後かなり土地区画整理事業の年間の着手量が落ちております。したがひまして、かなりの努力をしないと計画は達成できないわけでございますが、既往の最高値

が一万一千ヘクタールやつた時期もございませうし、今後制度の拡充とかあるいは技術者の養成確保に努めることによりまして、政策努力をいたしますことによりまして、既往の実績をさらに上回るような数字を確保していけば、非常に容易ではないということは十分承知しておりますが、必ずしも完全に不可能な数字ではないというふうに考えておるわけでございませう。

○瀬崎委員 列島改造時代、先ほど言った高度成長時代の頂点を上回るような目標を挙げていらつしやるわけでしょう。それを不可能ではない、こう言われますと、先ほど来われわれが現行法の欠陥を指摘してきました、つまり住民の意思が十分くみ上げられないまま事業進行ということにならないか、まさにその悪い面がこういう高い目標と結びつく危険があるのではないかと、こういう点も指摘をせざるを得ないと思うのですよ。

この間の実績が約七千七地区、二十八万ヘクタールであることは先ほど来言われていますね。そのうち換地を終わっているものが十九万八千ヘクタール、約二十万ヘクタール、昭和三十七年から五十一年度までのうちに認可された事業で完了したものが二千三百七十七地区、六万六千四百四十一ヘクタールとなっているのですが、このうちに未利用地が一萬八千三百八十五ヘクタール、約二八%、三割弱入っているわけですね。こういう大量の未利用地を伴ってきた主な理由は何か。

○加瀬政府委員 土地区画整理事業は全面買収する事業とは異なりまして、地権者の全員の協力のもとに事業を実施するたてまえになつております。したがって、事業実施済みの土地の市街化につきましては、一番根っこには所有者等の宅地化の意欲があるわけでございまして、その宅地化の意欲いかに係るところが大きいわけでございます。さらに小中学校等の公益施設あるいは店舗等の日常利便施設、こういったものが整備されますれば市街化が容易になるという面もございませう。それから、区画整理事業そのものは先ほど申し上げましたように平均六十八年の事業期間を

要するものでございませうし、事業の性質上非常に市街化のテンポは遅い側面があるのは否めないわけでございます。

○瀬崎委員 そういう事情でこういう未利用地ができるのは否めないといふと、こういう過去の実績に照らして、もし局長が示された目標を遂行したとした場合どういふことになるわけですか。つまり、三十六万ヘクタールのうち宅地化されていくのがその約七割の二十六万ヘクタールで、それから約三割の十万ヘクタールは未利用地として残つていく、こういう推測が成り立つわけですね。いまお話のあつたように、土地区画整理事業の性格から、個人の土地がある程度未利用地として残つてくるのはやむを得ない、土地整備がおくれる場合だつてあるのだ、こういう事情が当然伴つてくると思うのですよ。それだけに、規模や量的な区画整理事業の拡大だけをどんどん追求することによつて、必然的にこういう未利用地を大量に抱き込んでいくというふうなことになる。あるいは、現在のようないくつかの経済情勢、社会情勢のときに、投資効果の面からいって、あるいはいろいろと新たな制度を盛り込まれますが、行政面でも手数がかかるわけですね。こういうことの相当部分が寝ていくわけですね。こういうことは必ずしも合理的ではない。もつともつきめ細かく効率の高い区画整理事業などを指すべきではないか、そういうふうな感じを受けるのですが、いかがでしょう。

○加瀬政府委員 御指摘のような側面は確かにございませう。ただ、仮に区画整理事業によらずに、事業を進めないで放置しておくとどうなるかと申しますと、やはり市街地のスプロール化、虫食いの整備というものが進んでいく可能性は十分あるわけですね。どちらがよいのかということになるかと思ひますが、やはり先生の御指摘のような要因を排除しながら、良好な市街化を土地区画整理事業によつて図っていく、そして良好な市街地の整備、宅地の供給につなげていくということが土地整備の方向としては正しいのではないかと申す。

うに私どもは考えておるわけでございませう。○瀬崎委員 それと同時に、この区画整理事業を促進しようと思つたら、国の一定の補助、援助が必要なのは局長も認められておるし、現行にも制度があるのですね。いまもさらに充実を図りたい、こうおっしゃる。そうしますと、さあ、現在の国の財政を考えたとき、二十年間三十兆円、この言われるわけなのですが、この投資に伴う国及び地方自治体、こういうものの財政負担は果たして現実的に可能なかどうか、そつちの面からこの目標は十分検討して見る必要があるのじゃないでしょうか。

○加瀬政府委員 事業費は三十兆円でございますが、平均しまして国費にしますと二〇%程度が現在助成されておるわけですね。さらに、その助成によりまして区画整理地区内には良好な幹線道路が整備され、公園等も整備されていくという都市基盤施設の整備が伴うわけでございませう。そういうことを考えますと、やはり一概に金額の多寡のみをもつては言えないし、さらに、ことに土地区画整理事業で良好な市街地を整備する場合の大部分の費用負担は減歩による保留地の処分金によるものでございませう。やはり費用の負担のあり方としても正しい方向ではないかというふうに考えております。

○瀬崎委員 それは国が地方自治体を大いに援助するのは正しい方向なんですよ。問題は三十兆円という事業遂行を掲げたときに、一定の国の補助とか地方自治体の補助を伴わなければできないわけですから、国の財政事情から考えて空論になつてはいけませんよ。われわれは土地区画整理事業を否定しているのじゃないんですね。そういう点での検討のし直しは当然すべきじゃないでしょうか。

その論文の中にこういうこともおっしゃつていますね。「マスタープランである都市再開発方針等に沿つて市街地再開発事業、土地区画整理事業等、その地区にふさわしい手法によつて対処していくことが重要である。この場合にできるだけ民間エネルギーの活用を努めていくべきである。」。こういうことを述べていられる。具体的にどういふことを考えていらつしやるのですか。

○加瀬政府委員 土地区画整理事業の場合には組合施行によりまして民間活力の活用といひますか、そういうことを考えておるわけでございませう。

○瀬崎委員 確かにわれわれも民間の活力は活用したいと思つておるのですが、特にこういう土地区画整理事業などは国民生活に非常に関係が深いので、だからそういう民間の活力が社会全体のために発揮されるのなら大いに歓迎なんですけれども、企業の利益のためにばかり発揮されたのでは、国民にとつてはかえつてマイナスということが出てくると思つておるのです。そういう意味で土地区画整理とか都市再開発などで施行者となる場合の、あるいは大手不動産会社、デベロッパー、あるいは工事は民間会社が請け負うことになるんですが、そういう大手建設会社と政界、財界との癒着は一掃して、こうした公共事業の促進を図る明朗な前提をどうしてもつくらなければいかぬと思つておるのです。そういう意味で私は、三井建設の内部文書に基づいて指摘をした幾つかの疑惑について、こういうあらゆる公共事業の前提を整えるという意味で質問をしたいと思つておるのです。

それで、われわれが明らかにした資料によつて三井建設と政界、財界の癒着の疑惑が出てきているのですが、まさかないとは思ふのだけれども、こういう文書が明らかにされて以後三井に対する公共工事の発注状況が一体どうなつておるのか、まずこの点を伺いたいのであります。

防衛庁、見えてますね。防衛庁の場合はややくれて三月十六日、参議院で上田参議院議員が質問したことによつて明らかになつたんです。そこで、防衛施設庁がそれ以降三井建設を指名した工事、また三井建設が発注した工事があればそれをお答えいただきたいし、同時に、多分Aクラスになると思ひますが、三井が受注対象になる工事の総件数、三月十六日に指摘した以後です、それもあわせて答えていただきたいと思ひます。

○西原説明員 お答え申し上げます。

先生御質問の件に關しましては、本年三月十七日以降三井建設株式會社を指名しておりません。同社を指名しておりませんのは、本年の三月十六日、先ほど先生御指摘のように、参議院予算委員會で上田議員から質問されたいわゆる三井建設の營業報告書の事実關係につきまして、翌十七日に調査委員會を設置いたしまして現在調査中でありまして、この間は同社の指名を差し控えてい

る、こういうことでございます。

○瀬崎委員 では続いて日本道路公団に伺います。

日本道路公団に対する疑惑は私が二月二十二日に指摘をしたわけであります。それ以降においてただいまと同じように三井建設を指名した工事、三井建設に発注した工事、あればそれを答えてもらいたい。また、道路公団の場合数が少ないと思

います。わかつていると思うのですが、三井クラスを受注対象にする工事の総件数がその二月二十二日以降何件出ているのか、お答えをいただきたいと思

います。

○森田参考人 日本道路公団におきまして、ただいま御質問の二月二十二日以降に新たに発注した工事はAクラスの工事二十件でございます。その中に三井建設について指名あるいは受注したという工事はございません。

○瀬崎委員 それについては、われわれの指摘した事項との關係で特別に公団は一定の方針を持つておられるのですか。

○森田参考人 先ほど申し上げましたように、現在までの発注工事につきましては該當はござい

ませんと申し上げました。御承知のように、本来指名につきましては具体の工事が出てまいってから指名委員會等で決定してまいります。そこで、三井建設の指名につきましては、現在關係省庁において調査が行われておると聞いておりますので、その動向などを注目しながら慎重に判断してまいりたい、かように考えております。

○瀬崎委員 それでは農水省来ておりますね。

——農水省に対する指摘は同じく二月二十二日に行つております。したがって、それ以後の三井クラスを対象にした工事発注件数並びに指名、発注、その事実についてお答えをいただきたいと思

います。

○須藤説明員 農林水産省の直轄事業におきまして、いわゆる三井建設が参加資格のあるAランクの発注件数は二月二十二日以降三件でございます。三井建設の指名件数はありません。

○瀬崎委員 これについて農林水産省として、現在いろいろ疑惑調査との關係とかあるいは今後の工事発注等にどういう考えを持っているか。

○須藤説明員 現在調査中でありまして、指名につきましては一応従来どおり各地方農政局でやつておりまして、特にこれという配慮は現在して

おりません。

○瀬崎委員 それから水資源公団の場合も二月十二日に私が指摘しております。それ以後の三井対象の工事発注件数並びに指名、発注の事実關係、それから公団のとつておる方針等について説明をいただきたいと思

います。

○島崎参考人 二月二十二日以降の発注件数は二件でございます。三井につきましては指名もございません。したがって落札もございません。

○瀬崎委員 特に何か方針を持っていますか。

○島崎参考人 三井につきましては特段の措置を講じているわけではございません。通常に扱っております。ほかの業者と同じに扱っております。

○瀬崎委員 水資源公団についてのみは、特別な扱いをしていないが事実においては指名も発注もない、こういうお話ですね。あとの防衛庁、日本道路公団、農水省、特に防衛施設庁の方は非常に明確な方針を出していらっしゃるのだが、あとの二つの場合も、現在調査中の動向を注目しながら配慮している、こういうことですね。

ところが建設省なんですよ。建設省の場合は二月二十二日事態が明らかになって以後現在まで、三井を指名した工事が二件あるわけですね、落札はありませんが。こういう点について、これだけ

世論の厳しい批判を受けている、しかも繰り返して建設省は調査中である、こう言ってきたんでしょ

う。しかも工事件数が最も多く、しかもこういうことが起こらないように行政指導なり監督なりを行う中心官庁であるのに三井を指名に入れている。こういうこと自身が建設省のこの問題に対する姿勢を示しているのじゃないかと思うのです

ね。私もどとして非常に無神経な態度だと思うのですが、いかがですか。

○丸山政府委員 いまお話しのように、建設省といたしましては、二月二十二日の御指摘を受けてから二件の指名をいたしております。ただし落札はございません。その考え方としては、たゞし落札はございません。その考え方としては、たゞし落札はございません。その考え方としては、たゞし落札は

ございません。その考え方としては、たゞし落札は

とは一体どういう部分を指して言っているのか、答えていただきたいと思

います。

○丸山政府委員 先ほど申しましたように、現在三井建設については調査中でございますから、その結果を御報告できる段階には至っておりません。しかしながら、現在までに調査担当者から聞いたところによりますと、必ずしもあのメモと実態は一致していないという報告を受けているわけ

でございます。

○瀬崎委員 たとえば建設省の天下り重役である井田氏の報告書による裏ジョイント指示の問題です。これはすでに私が明らかにした部分ですが、仲間トンネルとそれから総山トンネルについて、仲間トンネルについては当時の地建の木谷局長が表を鹿島、裏を三井の決定的宣言を下した、

こうあるわけだし、総山トンネルについては当局の内意により小松を裏ジョイントにする、こうなつていて、報告書どおりに仲間トンネルは五十四年九月鹿島に六億四千九百万円で落札し、総山トンネルは同じ時期に三井に三億八千五百万円で落

札。こゝろ辺はあなた方もちゃんと調べているはずのこと。しかもそれぞれの報告書には、ごらんのように三井の宮下専務とか西山常務までがそれぞれ決裁印を押しているわけです。まさに当事者三井自身が裏ジョイントの存在を告白しているのです。こういうものがある以上、三井に対して建設業法上の処分を行うのは、むしろこれ以上の証拠として一体何が必要なんだ、こう私たちは言

いたいわけです。だから全貌の解明は解明として進めるとしても、こういう明確なものについて、大臣も建設業法上の処分は必要なのと言つて

いるのだから、やればいいじゃないかと思うのです。なぜやらないのですか。

○丸山政府委員 いま御指摘の二件につきましては、三井建設のみならず鹿島建設あるいは小松建設等の責任者においていただきました。事情を聴取しているわけでございます。しかしながら、まだ処分に至る結論には達していないということを申し上げたいと存じます。

○瀬崎委員 ちよつと委員長の御了解を得て、簡単なものですが、資料を渡しておきたいと思ひます。補強材料として若干新たな資料を見ていただきたいと思います。

それは総山トンネルの方なんです。総山トンネルについては、その井田至春氏の営業報告書に出ているだけではないのです。いま配った資料の上はすでに明らかにされている井田報告書の総山トンネル部分であります。もう一つ、座光寺純氏の営業報告書にも明記されているのです。これを新しく補強資料として提出いたします。そこを

ごらんになったらおわかりのように、五十四年五月九日、井田氏のもの六月一日ですから、ほぼ同じ時期ですね。その五十四年五月九日付で「五十四年度総山トンネルについて本日ご当局よりOKが出た。ただし小松建設とJV（六対四）のこと」と、JV比率まで、しかも裏ジョイントのJV比率まで出ているわけなんです。こういう

井田氏、座光寺氏、二人の、しかも事務や常務の決裁した文書に裏ジョイントの存在が証明されているわけでしょう。これだけの証拠があつて一体建設省は何をためらうのか。小松などは知りませんが、少なくとも三井三井に關して、三井自身がこういう証拠を出しておきながら、処分されて文句が言えるような筋合いじゃないと思うんですね。どうでしょう。

○丸山政府委員 先ほどもお答え申しましたように、小松と三井との裏ジョイントの問題につきましては、関係者から現在事情を聴取しているところでございます。まだその事実が明確になつておらないわけでございます。この営業報告書は確かに事実だとは思ひますが、営業報告書だけをもつてすべてが法律せられるとはわれわれは考えておりません。あらゆる人の事情聴取を行った上で結論を出すべきものだと考えております。やはり営業停止あるいは指名停止というのは相当の処分でございますから、厳正な調査の上に立つて行うべきものだと考えているわけでございます。

○瀬崎委員 ただ、こういうふうに通つた営業担当の責任者がそれぞれ一つの工事について同じ内容をばつくりと告白している、こういう場合は特に有力な資料たり得ると思うのですが、その点だけ伺つておきたいと思ひます。

○丸山政府委員 両者の報告書があるわけでございますから、その点につきましては、その点を十分配慮した上で厳正な調査をいたしたいと考えております。

○瀬崎委員 しかもこの地建の裏ジョイント指示というのは、新たな座光寺報告でもわかりますように、一般的な指示じゃないんです。サセズチヨンを出すというふうなものじゃないです。裏ジョイントのいわゆるJV比率までちゃんと発注者側から指示していることでしょう。中身に達したというんです。単なる願望とか誇張で書けるような問題じゃないということですね。こういう

事実は発注官自身が発注上受注調整機関になっている、このことを私は物語っていると思うので

だからこの点で大臣に伺ひたいのですが、大臣もこの間答弁で、いや、建設省の権限の範囲内でできないことだつてたくさんあるのだ、こんなことを言つておつたのだけれども、こういう事実が出てくれば十分建設省の権限だけで処置できることはあると思うのです。厳正にやるとおつしやうののです。大臣の答弁を求めたいと思ひます。

○始閣國務大臣 御指摘のような問題について、建設法の規定に基づきまして措置すべき事項につきましては、まさに建設省が権限を持っております。しかし、いま官房長も申しましたように、かなり重要な処分になるわけでございます。ここにございませうな一つの資料、情報と申しま

すか、それだけをもちましていまのような判断決定の資料にしていかうかということは非常に疑問だと思ひます。これはつまり調査、司法機関で言へば捜査を始めるための一つのきっかけである、そういうふうに私どもは理解

たしておるのでございまして、それに基づきましていま調査をしておるといふことは官房長が申したとおりであります。

○瀬崎委員 参考までに言つておきますが、括弧して植山部長と書いてあるのは、当時の三井建設の大坂支店の土木営業第一部長と思われま

す。念のため、私が言うまでもないことですが、当時の近畿地建の局長はたゞいま水資源公団の理事の

はずなんです。だから非常に調べやすい関係にあるはずですよ。そういうこともつけ加えてお

もう一つ、いまの資料の二枚目をごらんいただきたいのですが、これは三井建設が大成建設の副社長にあつて工事希望願い書というものを

おつた。それに願書も付しているんですね。当時私は、発注者あてに願い書を出すなら話はわかるけれども、競争状態にある同業者に願い書を出すのは一体どういふ理由だといふような質問をして、まともに公団は答えてなかつたのです。実はその三井の願い書に六件の工事があるわけ

です。その六件の工事について指名業者はどうなつておつたかといふのがその表なんです。このうち、三井の希望順位一番の権現山トンネル、これはちゃんと三井と不動のJVに落ち、それから希望順位二位の初石工事、これが三井とアイサワのJVに落ちる、こういうびつたりした一致があつた。この点はすでに明らかになつて

いるのですが、実はこの六つの工事の指名業者の内容を見ますと、六件ともいわゆる共同企業体といふのは三井なしにかないんです。あとは全部単体企業なんです。この単体企業を指名に入

るのには、企業側から指名願が出て入るのではなくて、有資格企業の中から公団本社の指名審査委員会が一方的に指名して入れているんじゃないですか。

○森田参考人 道路公団の大型工事におきましては、御承知のように工事の始まります前、一カ月半ぐらい前に予告いたしまして、ジョイントベンチャーを公募いたしております。ただ、本来道路公団では指名競争入札で工事の入札を執行いたして

おります。したがつて、指名競争である以上は受注機会の均等を図るという意味におきまして、ある一定数の業者以上という規定を持っております。ただ、大型工事におきましては、中小業者にな

るべく受注の機会を確保するという意味におきまして、JV方式で公募いたしました。あるいはA、BあるいはA、Cといった組み合わせを採用いたしまして、それを含めまして、一定数の単体企業を含めまして指名競争入札を執行いたして

おる、かようなことでございます。○瀬崎委員 結局業者側の意思で入札に加わっているのが二つ三つなわけです。あとは数を合わせるために公団側から指名した業者が六つないし五つ絡んでいる、こういうふうな状態なんですね。そ

して、五十六年度一年間の六億円以上の発注工事、つまり総額に達する工事ですね、これは全部で百一件あつたわけですが、事前にいろいろと聞いたところでは、それぞれがいまの共同企業体と単体企業体の組み合わせ指名になつてい

けれども、単体、単一の会社に落ちた工事は一件もない。全部共同企業体に落ちているわけでしょう。時間がありませんから私の方で全部説明します。いま言われたように、JVを組んで入札に参加する企業は、入札の一月ないし二月前に行われる工事発注予告によつて、工事を実施しようという意思のもとに共同企業体願い書というものを公団に出すわけですね。だから一応それなりの準備は

持っていると言へると思うのです。そういう企業はもつと前から準備しているかもしれせん。しかしこの単体、単一会社で指名されるのは、自分のところは全然知らないのに公団の方から一方的に指名してくるんですね。その時期が入札の十五日前だといふので

しょう。こんな何十億という工事の見積もりその他はできつこないわけなんです。この点からも、本当にこれは形だけ員数合わせをしている、こういうことが証明できると私は

思ひます。

それから、そういうことになつてくるのは、結

局共同企業体額が二つ三つしか出てこない。少なくともこの三井の願い書に出てくる六つの工事については、業者側からは共同企業体額が二ないし三しか出てこなかった。こういうところから残りを単体指名でいかざるを得ない、こういう事実が間違いないですね。それだけ確認しておきたいと思ひます。

○森田参考人 先ほどお答え申し上げましたように、道路公団におきましては指名競争入札方式を採用いたしております。したがって、Aラン業者の中で単体企業といえども登録されました有資格業者、つまり道路公団の仕事の発注を希望する業者をあらかじめランク別に分けておりまして登録いたしております。そういった中から、先ほどの目的を持ったJ.Vの申し込みを受け付けた者を含めまして指名いたしております。

なおまた、J.Vの申し込みでございすけれども、これは各企業の自由意思によりましてJ.Vを結成されて公団に申し込まれる、こういう実情でございす。

○瀬崎委員 たとえば、これは三井に落札されたのではないが、永井川橋下部工事をこらんなさいよ。これはJ.Vを組んでいるのは前田建設、銭高、それから西松、東急、それから間、大豊でしよう。まさに最大手クラスのJ.Vが三つあるのです。ところが一方、単体企業、単一企業の方を見ますと大本組、決して大本組が力がいまいとかそんなことを言うのじゃないのですが、いま言いましたまに最大手クラスの、しかもこれがJ.Vで入札参加しているのに比べると、大本組は資本金が六億四千万です。これが単一会社で入札に参加がしよう。これはだれが見たってこんなものはおかしいですよ。万が一、これが大本組に落ちたとしたらどうなります。工事は四十一億五千万の工事ですよ。ということは、こんな組み合わせになるというところは、絶対に大本組などには落ちないという前提があるからこれはできた話でしょう。こういう事実がここに示されている。そうして、業界側が一工事について、二、三件しかジョイント

を組んでこない。自由意思だからとおっしゃるけれども、二、三しか出ていないことは事実なので。だとするとどうなるか。

実は、先ほど言った三月三十日の参議院建設委員会でも丸山官房長はこういう答弁をされてる。「道路公団のいわゆるお願ひ書でございす。ジョイントを組むための調整を前田さんなり岡田さんにお願ひしたと、こういうことでございまして、落札者を決めたという疑惑についてはこれを確認することではございせんでした、こうおっしゃっているでしよう。そもそもジョイントを組んで指名額を出して行くのが二つ三つしかないんですよ。そして、そのジョイントを組んだところしか仕事は取らないんですよ。あなたが少なくとも認めた、このジョイントを組むという調整そのものがまさに受注調整なんですね。そういうことを示しているのじゃないかと思うのです。だから、そういう観点で問題をもう一遍洗い直す必要がある。でなければ、簡単にあなたの言うような結論を出すべきではないと思うのです。」

○丸山政府委員 いま先生がお挙げになりましたとおり私は答弁申し上げておりますが、それは前田さんなり岡田さんに直接おいて願ひまして事情を取引して、お二人がそのように申し込んでいたことを国会で御答弁申し上げたわけにございす。

○瀬崎委員 それこそ一方の当事者の言ったことだけ報告して、あなた方自身の客観的な判断が入っていないわけですね。むしろわれわれのようにな分析していけば、そういうジョイントの組み合わせ調整そのものがまさに受注調整なんですよ。普通ならこれが八社全部そろってJ.Vで出てくるべきなのに、出てこないんですよ。だから、これは当然やり直しをやってもらいたいと思ひますね。

時間の関係でもう一つ、公共工事とか建設工事をりっぱに完成していくために必要なこととして、建設業の健全な発展が必要だと思ひます。そのことについて若干伺つておきたいと思ひます。

いま建設省は、建設業許可基準の見直しを中建設に諮問しているわけなんです。昭和五十五年の二月の当つ、簡単に言いますと、昭和五十五年の二月の当委員会でも、当時の渡辺栄一建設大臣から許可基準見直しを示唆する答弁があった。その年の十一月十三、十四日両日に、建設省において全国都道府県建設業関係主管課長会議が開かれた。ここでのいろいろ出された意見がまとめられてる。私が建設省から聞いたのは、一般建設業者の許可基準については、資本金または財産的基礎を現行二百萬から五百萬円程度に引き上げるとか、あるいは赤字決算業者の許可更新の規制とか、預託金制度の導入とか、経営管理責任者の規定の明確化あるいは専任技術者の要件の改正、そして無許可でできる工事施工範囲の拡大、特定の方はちよつと省略しますが、こういうことが地方自治体側から出てきた。続いて昨年の三月ごろから、各都道府県の建設協会、建設業協会あるいは土工協の都道府県支部から、現在工事量が減つていっているにもかかわらず建設業者が多いので、このままでは過当競争で倒産がふえるなどの理由で許可基準の強化、われわれから見れば改悪になるのですが、こういう要望がほとんど出てきたのだ。そういうふうな経緯で、去年、十一月の初めだつたと思ひますが、一応中建設に許可基準見直し問題の諮問をすることにした。ただし、その内容については二つで、いま言った資本金または財産的基礎の引き上げと無許可でできる工事の範囲を拡大する。つまり、政令以下の事項に限って、しかし建設省側で結論を出すのではなく、白紙で中建設の御意見を伺いたい、そういうことにしたいということだつたと思ひます。こういう経緯に間違いはないですか。

○吉田(公)政府委員 建設業務の許可制度につきましては、昭和四十七年四月にこういう制度が発足したわけにございまして、ちよつと十年になるわけにございす。その間に、約二十九万であつた業者が現在五十万を超えておるというふうな状態がございまして、その間にいろいろの御意見が

各方面から出ておるわけにございす。

先ほどおつしやいました五十五年に当時の渡辺建設大臣が当委員会において御答弁されたとかいうようなことも、われわれ事務局としての一つの検討の契機でございまして、事務過程においていろいろの考え方をしまして、このことは確かにあるわけにございまして、現在、去る三月三十日に中央建設業審議会に調査、審議を御依頼したわけにございす。御依頼いたしました趣旨は、許可基準の見直しでございまして許可業種の追加等につきましては、建設業の健全な発展を図る上からの総合的な立場に立つた検討ということにございまして、先生が先ほどいろいろ挙げられました事項それぞれが一つの契機でございまして、そういうものを踏まえまして、さらにもう一つは、最近行政管理局からの御意見等もいただいておりますので、そういうものも踏まえまして、広い範囲で検討していただこうということで御依頼したわけにございす。

○瀬崎委員 それは、現在の諮問がそうであるという説明だと思ひます。

建設省が去年の初めの段階で聞いたのは、どちらかと言へば、大手ばかりとは言ひませんが、中堅以上の業者団体の意見が中心ではなかったか。ところが、今回の許可基準見直しで直接影響を受けるのは零細業者の方だ。そういうところの意見は聞かないままにどんどん事を進めるのはどうか。では、そういう団体から出されればその意見書はちゃんと中建設にも送付しますという約束があつて、幾つかのそういう零細業者の団体から現に意見書が出ておる。その意見書を見れば一目瞭然、触れているのは二点なんです。いわゆる資本金とか財産的基礎の引き上げについての見解と、無許可でできる工事の拡大についての見解というところになっておると思ひます。この事実についてイエスカノーかだて答えなくて下さい。

○吉田(公)政府委員 現在までにいろいろの方から御意見はいただいております。そういうものを踏まえまして、中央建設業審議会がそういう御意

見も広く承った上で判断されるものと思っております。

○瀬崎委員 あなたは中途経過を上手にはぐらかしておられるけれども、これは間違いなく、去年の十一月段階までの建設省の考えは、政令以下の事項について、主として先ほどの二点について見直しの諮問をしたいということであった。これはいろいろ業者側からの意見にも反映している。ところが、今回、いま言われたように、行管庁が報告というのか、建設業許可制度問題について意見を出してきましてね、「建設業に係る現行の規制方法について、建設業の規模等を考慮して見直しを行い、許可制によるものと登録制によるものとに区分して規制すること等につき検討する」とも、当面、許可の適用を除外されている軽微な建設工事のみを請け負うことを営業する者の範囲を拡大する。」こういう意見が出てきておられるわけです。

そこで行管庁に伺いたいのですが、無許可になっても、一方で無許可でできる工事の範囲を広げれば支障はないはずという建設省の意見が過去にあったのです。実際に建設業が許可制に移行して十年たつています。一般の世間常識として、建設業者と言えは許可を持てている者、これが定着している今日、無許可で営業できる範囲を法的に広げたからといって、現実の問題として無許可で営業している者に果たしてお施主さんの方が、建築主の方が信用して発注してくれるか、この不安について考えたことがあるかどうか伺っておきたいと思うのです。

○塩路説明員 お答え申し上げます。

いま先生からお話ございましたように、私どもで本年の三月に、規制行政の簡素合理化に関する総合調査の一環といたしまして、建設業の關係につきまして建設省の方に通知を差し上げております。先生がおっしゃいましたように、確かに等細業者の問題は非常に重要だと思ひます。私どもの調査取りまとめの段階でもむしろそういう趣旨の配慮はいたしたつもりでございますけれども、

も、率直に申し上げまして、私どもの今回の調査のねらいは、どちらかといひますと行政改革の計画に基づきます簡素化という観点がございますので、私どもの検討自体が先生のおっしゃったまでの十分なものであったかどうかという点につきましては、もちろん私もかなりの努力はいたしたというところでございます。さらに、中央建設業審議会におきまして建設省のやられる関係の御審議においても、その点十分御配慮がなされるというふうには聞いております。

○瀬崎委員 いまの答弁は、確かに行管庁の意見書の中にも出ていますね。「事務処理に追われ、許可等の審査に十分時間をとれず」という理由を挙げていらつしやるわけでしょう。

そこで、もう時間が参つておりますのでかためて行管庁に伺いたいと思うのです。

まず第一は、今回は許可、登録、無許可と三本立てでできたわけですが、登録制度が行政側の手間を省くということからの発想だとしますと、このこと自体、登録は一般許可よりも一ランク下げているということの意味するところ、簡素な手続で取れる資格ということになります。そうすると、お施主さん、発注者を保護するという立場も後退してくるし、小さな業者の方は許可業者と比べてやはり信用上一ランク低い地位に置かれるという点で、発注者、お施主さんの信用もとりにくい。こういう点では先ほどの無許可とまではいかなないまでも、現在許可になつていて業者が登録に格下げという印象を与えるので、これは業者にとつては非常に痛手になるのではないかと。この点に対する行管の考え方が第一点。

第二点は、政府が登録制を廃止して許可制に変えたときの理由はどうかだったのか。あれはわれわれは強く反対したのですよ。にもかかわらずあなた方は、もう時間がないので当時の理由は改めて読み上げはしません。登録制のままで業者が乱立してきていかげんな工事が起こるんだ、だから断固としてこれを許可制に変えるんだ、こういうふうにおつしやつたわけですよ。つまり、十

年前に欠陥体制だと言つたところへもう一遍戻れというわけでしょう。こんな矛盾した行政はないと思うのですよ。政府がみずからだめだと言つた制度にもう一遍戻れというのですから、こういう点を何と説明するのか、あのときはこうでこのときはこうなんだというのはいささか身勝手過ぎやしないか、こういう点も行管庁として考えた上のことかどうか、これが第二点。

それから第三点は、これは建設省側に伺うことなんです。しばしば業者は多くなる、仕事は少なくなると、だから数を減らさなければいかぬ、こ

う言われるけれども、ふえたのはどういうときにふえたのかというところを見ると、大体政府が景気対策だといつて公共事業を二〇%から三〇%ふやしたとき、あるいは高度成長期、こういうときに

これができたのは下請業者がどんどんふえたからなんです。いま政府の政策で仕事を減らして、おいて、その責任を業者が多過ぎるからだというのか、これもちよつと政府側の勝手過ぎやしないか。しかも現在業者はほとんどふえなくなつてい

る。昭和五十年、対前年比一五・八%、五十二年、一三・二%、五十二年、七・九%、五十三年、七・六%、五十四年、三・五%、五十五年、二・九%、五十六年は一・六%、こういうふうな伸び率はつと減つてきているわけでしょう。むしろ僕は現在の零細業者の苦境をあらわしていると思う。だから、そういう許可制度をいじくつて仕事をしにくくすることよりも、逆にこういうときにこそ零細業者にうんと保護を与える、こういうふうな精神で取り組むのが建設業界に対する建設省の責任ある行政といふものじゃないかと思うのです。これは大臣に御答弁をいただくことにしたいと思います。最後は大臣の御答弁をいただいて終わりたいと思ひます。

○塩路説明員 私どもの調査の観点が行政事務の簡素化ということ、したがひまして、現段階における事務処理に追われておるそういう実態にどちらかというところ着眼していることは、先ほど申し上げたとおりでございます。先生おつしやいましたように、私どもの一つの提案でございますが、その反面としてそういう側面があることはおつしやるとおりであらうと思ひます。こういう点につきましましては、やはり今後における検討において十分配慮されるべきであらう。ただ、私どもの提案といたしましては、むしろ第二の御質問になるわけでございますが、こういう二つの仕分けをするにやうな従来からの許可制に登録制から変わったときのねらいがさらにまた生きるのではありませんか、指導監督が十分になし得る、ある意味で目が行き届くといひましようか、そういう二つの観点を私どもも持った次第でございます。

○吉田(公)政府委員 許可業者と申しますか、建設業者の数が非常に大きくふえましたのは、四十六年から四十七年にかけての登録制から許可制に移る直前のときに五〇%以上ふえた、これが一番大きいわけでございます。でございまして、経過のことはこれはおきまして、現在、建設業者の数が多くなり過ぎたということは、公共事業に幅が、フラクチュエーションが大きいたう御指摘でございますが、確かに建設業者の立場から申しますれば、なだらかな事業の伸びというところの中で体質が強化されていくということが私も望ましいと思ひます。ただ、こういった前提を踏まえまして、中建設におきましてはできるだけ広い範囲の御意見を徴されまして、許可基準の見直しでございますとか、幅広く議論をいただきまして、総合的に効果のある内容の方向をお示ししたくということを現在期待しているわけでございます。

○瀬崎委員 最後に大臣に私の一番聞きたいところをお願いしたいのですが、苦況にある零細業者に対して許可制度をいじくつていろいろ心配を与えるよりも、苦況にある零細業者を保護する、助ける、こういうことに建設省としては全力を注いでほしい。こういう点についての大臣の見解を伺つておきたいのです。

○始閣國務大臣 全国的に申しますと職種別の工

事業者を含めまして五十万軒以上もあるという建設業者、そういうものについて、許可制にしても登録制にしても、これをやるということについてはいろいろな疑問があると私は個人的には思っております。しかしながら、白紙の状態では思つておらず、制度を始めるかどうかというところで議論する場合と、すでにある制度がある、それを変更しようという場合とで考え方をある程度変えなければいかぬという点のごさいますことは私も同感の点がございいます。ただいま御指摘の点は、せつかく中建設に審議を頼んでおるところでございいますから、審議の際に十分参考にしてもらうように審議会の方にも伝えたい、かように存じます。

○村田委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○村田委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。瀬崎博義君。

○瀬崎委員 私は、日本共産党を代表して、土地区画整理法の一部を改正する法律案に対する反対討論を行うものであります。

反対理由の第一は、現行法が宅地供給を促進する反面、施行区域内の土地の権利者を含む関係住民の権利を著しく侵害する側面を持っており、これが今回の改正によつてもそのまま引き継がれたことである。

現行の土地区画整理法においては、組合施行の場合においても地権者の三分の二の同意または施行区域内の地権者の三分の二を所有する組合員の同意によつて当該事業の推進ができ、全地権者の同意を基本としないこと、借家人、借間人の権利は初めから無視されているなど、きわめて重大な問題点を持つております。しかも公共施行において、零細地権者等の権利の擁護という点では組合施行の場合と比べてもきわめて不十分なのであります。当該事業の中には、零細な土地所有者に対しては過大な減歩率を課し、多額の

清算金を取るなど生活と権利を脅かす一方で、道路整備を中心とする計画など、開発優先を買っているケースも数多くあります。

反対理由の第二は、今回の改正が行政側の一方的方針により、上から土地区画整理事業を押しつけるもので、地権者の権利侵害を多発させる危険を持つてゐることである。

地方住宅供給公社が行つてきた用地の全面買取方式による土地区画整理事業が困難になつてきたことを理由に、公社が種地をばらばらに先行取得し、その二ないし三倍に相当する区域を施行区域として都道府県知事等に申請し、施行区域決定を待つて、地権者の同意を得ることなく換地手法により一団の宅地を生み出すことを目的としてゐるのであります。これは公社に行政側の都合から一方的に土地区画整理事業を行わせ、地権者の権利を著しく侵害する危険を持つてゐることは明らかであります。

最後に、私は、土地区画整理事業の施行はあくまで地元住民の生活と営業条件の向上、住みよい町づくりを基本とし、関係住民の参加と同意のもとに進めべきであり、都市計画法を初め、本法の手法上、手続上のルールが民主的に確立されなければならぬと考えるものであります。

以上の点を強調して、私の反対討論を終わります。

○村田委員長 これにて討論は終局いたしました。

○村田委員長 これより採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村田委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

よる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。大塚雄司君。

○大塚委員 ただいま議題となりました土地区画整理法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案について、自由民主党、日本社会党、公明党、国民会議、民社党・国民連合、日本共産党及び新自由クラブ・民主連合を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してありますが、その内容につきましては、すでに質疑の過程におきまして委員各位におかれましては十分御承知のとおりでありますので、この際案文の朗読をもつて趣旨の説明にかゝることいたします。

土地区画整理法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に当たつては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、宅地の確保と地価の安定に努めるとともに、土地区画整理事業（以下「事業」という。）によつて、国民に良質低廉な住宅、宅地が速やかに供給されるよう、地権者の意志を尊重しつつ事業終了後の未利用地の有効利用の促進を図り、併せて、保留地予定地の譲渡の円滑化を図るため、その担保措置について検討すること。

二、地方住宅供給公社は、地域の実情に即した住宅、宅地の供給の促進に努めるとともに、国及び地方公共団体はこれらの家賃及び譲渡価格の抑制に資するための援助に努めること。

三、事業の公正かつ適正な実施を図るための指導を十分に行うとともに、事業にともなう道路、公園等の整備に係る減歩の軽減を図るため、補助の拡大等に努めること。

四、換地計画にかかわる技術検定の実施に当たつては、公正確保に努めるとともに、技術検

定合格者に対し、排他的、独占的権限を与えるような指導を行わないこと。

また、地方公共団体は、関係職員の資質の向上を図り、技術援助の要請等に応じるよう努めること。

五、既成市街地の事業に当たつては、安全・快適な都市構造を確立するため、防災・不燃化等、他の施策を併せ講ずるよう努めること。

以上であります。

委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○村田委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村田委員長 起立総員。よつて、大塚雄司君外五名提出の動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、始閣建設大臣から発言を求められておりますので、これを許します。始閣建設大臣。

○始閣建設大臣 土地区画整理法の一部を改正する法律案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をいただき、ただいま議決されましたことを深く感謝申し上げます。

審議中における委員各位の御高見につきましては、今後その趣旨を生かすよう努めてまいりますとともに、ただいま議決になりました附帯決議につきましても、その趣旨を十分に尊重して努力してまいります所存でございます。

ここに本法案の審議を終わるに際し、委員長初め委員各位の御指導、御協力に対し深く感謝の意を表し、ごあいさついたします。ありがとうございました。（拍手）

○村田委員長 ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありません。

ませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○村田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○村田委員長 この際、離島振興法の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

本件につきましては、先般来理事會におきまして御協議が続けられておりましたが、お手元に配付してありますとおりの草案が作成されました。

まず、草案の内容につきまして、委員長より御説明申し上げます。

離島振興法は、本土より隔絶せる離島の特殊事情からくる後進性を除去するための基礎条件の改善並びに産業振興に関する対策を樹立し、これに基づき事業を迅速かつ強力に実施することを目的として、議員提案により、昭和二十八年七月、十カ年の時限法として制定、公布されたものであります。

自来、本法は、離島振興のために少なからず寄与してまいりましたが、離島の特殊事情からくる本土との格差は依然として除去されない実情にかんがみ、昭和三十七年第四十回國會及び昭和四十七年第六十八回國會において、本法の適用期限をそれぞれ十カ年間延長して、諸施策が強力に実施されてきたのであります。

しかしながら、離島をめぐる自然的、社会的諸条件は厳しく、本土の著しい経済成長に追いつかず、いまだその後進性は解消されるに至っていないのであります。加えて離島関係市町村の財政力は脆弱であり、関係施策を推進するためには、今後とも引き続き本法による特別の助成措置が必要と考えられるのであります。

以上の観点から、この際、昭和五十八年三月三十一日が時限となつてゐる本法の有効期限をさら

に十カ年間延長することとし、関係島民が安心して定住し得る地域社会の建設を図り、あわせて国民経済の発展に寄与せしめたいと存するものであります。

以上が本法草案の趣旨の説明であります。

離島振興法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○村田委員長 この際、本草案につきまして、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣において御意見があればお述べ願いたいと存じます。

松野国土庁長官。

○松野国務大臣 本法草案の御提案に当たり、委員長及び委員各位の払われた御努力に深く敬意を表するものであります。

本法草案については、離島の現状にかんがみ、政府としてはやむを得ないものと考えるところであります。この法律案が御可決をされた暁には、その趣旨に沿ひ適正な運用に努め、離島振興対策を一層推進してまいる所存であります。

○村田委員長 お諮りいたします。

お手元に配付してあります離島振興法の一部を改正する法律案の草案を本委員會の成案と決定し、これを委員會提出の法律案とするに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○村田委員長 起立総員。よつて、さよう決しました。

なお、ただいま決定いたしました法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○村田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時十六分散会

離島振興法の一部を改正する法律案

離島振興法の一部を改正する法律案

離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和五十八年三月三十一日」を「昭和六十八年三月三十一日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

離島振興法に基づく事業計画の実施の状況にかんがみ、同法の有効期限を更に十年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約千二百億円の見込みである。

昭和五十七年五月四日印刷

昭和五十七年五月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局